

第六十八回国会
衆議院
社会労働委員会
議 録 第 十 五 号

昭和四十七年四月十三日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 小沢 辰男君

理事 橋本龍太郎君

理事 山下 徳夫君

理事 大橋 敏雄君

有馬 元治君

大橋 武夫君

唐沢俊二郎君

小金 義照君

竹内 黎一君

別川悠紀夫君

渡部 恒三君

後藤 俊男君

寺前 巖君

出席國務大臣

厚生 大臣 斎藤 昇君

出席政府委員

厚生政務次官 登坂重次郎君

厚生省社会局長 加藤 威二君

厚生省保険局長 戸澤 政方君

厚生省援護局長 中村 一成君

社会保険庁医療 穴山 徳夫君

社会保険部長 穴山 徳夫君

委員外の出席者

社会労働委員会 調査室長 濱中雄太郎君

四月十二日

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(谷垣專一君外五名提出、衆法第二号)

第一類第七号 社会労働委員会議録第十五号

は撤回された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

老人福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○森山委員長 これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、老人福祉法の一部を改正する法律案及び健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣斎藤昇君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
七年法律第二百七号の一部を次のように改正する。

第二条 第三項第六号中「戦地に準ずる地域(以下「準戦地」という。))」を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改め、同条第五項中「準戦地」を「事変地又は戦地に準ずる地域」に改める。
第四条第四項第二号中「昭和十六年十二月八日以後」を削る。

第七条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第五項」を「第四項」に改め、同条中同項

を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人又は準軍人であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する事変地を除く。)における在職期間(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七条に規定するものと陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。第二十三条第一項第四号及

び第三十四条第二項において同じ。)内において事変に関する勤務(政令で定める勤務を除く。第二十三条第一項第四号及び第三十四条第二項第一号において同じ。)に関連する負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により、昭和四十七年十月一日(同日後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。
第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に七二八、〇〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		一、〇四〇、〇〇〇円	
第二項症		八四二、〇〇〇円	
第三項症		六七六、〇〇〇円	
第四項症		五一〇、〇〇〇円	
第五項症		三九五、〇〇〇円	
第六項症		三〇二、〇〇〇円	
第一款症		二八二、〇〇〇円	
第二款症		二六〇、〇〇〇円	
第三款症		一九八、〇〇〇円	
第四款症		一五六、〇〇〇円	
第五款症		一三五、〇〇〇円	

第八条第二項及び第三項中「一万二千元」を「二万四千元」に改める。

第八条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に六五五、二〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七二八、〇〇〇円)以内の額を加えた額		
第一項症	九三六、〇〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、〇四〇、〇〇〇円)		
第二項症	七五七、八〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、八四二、〇〇〇円)		
第三項症	六〇八、四〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六七六、〇〇〇円)		
第四項症	四五九、〇〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一〇、〇〇〇円)		
第五項症	三五五、五〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三九五、〇〇〇円)		
第六項症	二七二、八〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三〇二、〇〇〇円)		
第一款症	二五二、九〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八二、〇〇〇円)		
第二款症	二三四、〇〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六〇、〇〇〇円)		
第三款症	一七八、〇〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一九八、〇〇〇円)		
第四款症	一四〇、四〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、〇〇〇円)		
第五款症	一二一、五〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一三五、〇〇〇円)		

第八條第八項中「二万二千円」を「二万四千元」に、「九千六百元」を「一万八千三百六十円」に、「一万八百元」を「二万四千元」に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「六千四百八十円」を「七千二百円」に、「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「四千三百二十円」を「四千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万二千四百円」に、「三万二千四百円」を「三万六千元」に改める。
第八條第九項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	一、一〇五、〇〇〇円	
第二款症	九一七、〇〇〇円	
第三款症	七八七、〇〇〇円	
第四款症	六四七、〇〇〇円	
第五款症	五一九、〇〇〇円	

第八條第十項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	九四四、五〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一、〇〇五、〇〇〇円)	

第二款症	八二五、三〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九一七、〇〇〇円)
第三款症	七〇八、三〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七八七、〇〇〇円)
第四款症	五八二、三〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六四七、〇〇〇円)
第五款症	四六七、〇〇〇円(第二項第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、五一九、〇〇〇円)

第八條の二第二項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第五項中「又は第六項」を「若しくは第四項又は第七項」に改める。
第八條の三第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項第二号中「準軍属」の下に「(第二項第三項第一号に掲げる者を除く。)」を加え、「〇・八」を「〇・九」に改め、「(当該前後の不具廃疾のいづれか又はいづれもが第二項第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八條第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額)」を削る。

第十一條第二号中「第三項」を「第四項」に、「昭和四十六年九月三十日」を「昭和四十六年九月三十日、同条第三項に規定する軍人又は準軍人であつた者にあつては昭和四十七年九月三十日」に改め、同条第三号中「第六項」を「第七項」に改める。
第十三條第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三項又は第六項」を「第四項又は第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。
四 第七條第三項の規定により支給する障害年金 昭和四十七年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)

第二十三條第一項第四号中「本邦その他の政令で定める地域(第四條第二項に規定する事変地を除く。)」を「第七條第三項に規定する地域」に改め、「(旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)第七條に規定するものとの陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。)」及び「(政令で定める勤務を除く。第三十四條第二項第一号において同じ。)」を削り、同項第五号中「第三項」を「第四項」に改め、「政令で定める」を削る。
第二十六條第一項第一号中「十七万三千七百円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「五千六百元」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第一号中「十三万八千九百六十円」を「二十一万六千元」に、「十五万六千三百三十円」を「二十四万円」に改める。
第三十二條第四項第一号中「五千六百元」を「六千三百円」に、「六千三百円」を「七千円」に改め、同項第二号及び第三号中「四千二百円」を「四千七百二十五円」に、「四千七百二十五円」を「五千二百五十円」に改める。
第三十四條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。
第三十四條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
第三十七條第一項中「第四項」を「第三項」に改める。
第四十九條の二中「若しくは第六項」を「、第四項若しくは第七項」に改め、「、第二十三條第

四 第七條第三項の規定により支給する障害年金 昭和四十七年十月(同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月)

「一項第四号」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一万四千四百七十円」を「二万円」に、「一万五千七十円」を「二万六千円」に改める。

第十六条第一項中「一万円」を「一万六千円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「一万二千円」を「二万四千円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

6 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。)による遺族援護法第二十三条の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者又は法律第五十一号附則第七

条の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

7 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「昭和十六年十二月八日以後」を削り、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「又は第三項」を「第三項又は第六項」に改め、同条中同項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第一号に掲げる者については、その者の昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の本邦その他の政令で定める地域(事変地を除く。)における事変に関する勤務(政令で定める勤務を除く。)に関連する負傷又は疾病は、同号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八条第二項中「四千八百円」を「五千五百円」に改める。

第十九条第一項中「一万円」を「二万六千円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第六条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

第二条の二第一項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に、「第五号」を「第一項第六号」に改め、「同日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した者を除く。」を削り、同条第二項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改め、「同日から昭和四十四年九月三十日までの間に死亡した者を除く。」を削る。

第二条の三第一項及び第三項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十七年四月一日」に改める。

附則第二項を削る。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金若しくは障害一時金を受けるに至つた者又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條の規定により特別傷病恩給を受けるに至つた者は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において増加恩給等を受けていた者又は受けたことがある者とみなす。

9 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年十月一日」とする。

10 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

7 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。)による遺族援護法第二十三条の規定の改正により遺族年金若しくは遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者(同法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとすれば当該遺族年金を受けるべき者を含む。)

は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の改正規定、第六條の規定並びに附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四條の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

る条件に該当しているとすれば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。)

又は法律第五十一号附則第七條の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとすれば当該遺族年金を受けるべき者を含む。)

は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十七年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の改正規定、第六條の規定並びに附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第六号、第四条第四項第二号及び第三十四條の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

る条件に該当しているとすれば当該遺族年金又は遺族給付金を受けるべき者を含む。)

又は法律第五十一号附則第七條の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとすれば当該遺族年金を受けるべき者を含む。)

は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

8 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十七年九月三十日」とする。

9 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日、昭和四十七年十月一日とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の改正規定、第五条中戦傷病者特別援護法第十八條第二項及び第十九條第一項の改正規定、第六條の規定並びに附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

第七條第五項及び第六項		
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月一日	昭和四十七年十月一日
第二十三條第二項第三号		
第二十五條第三項		
第十一條第三号		
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月	昭和四十七年十月
第三十條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十七年十月二日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和四十七年十月一日
第三十條第三項	同年同月一日	昭和四十七年十月二日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十七年九月三十日
第三十八條第二号		
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十七年十月一日
第三十八條第三号		
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十六條第二項		
第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和四十七年十月二日
第三十九條の四第二項	昭和四十五年十月	昭和四十七年十月
第三十九條の六	昭和四十五年十月一日	昭和四十七年十月一日
第三十九條の六第二項	同日	昭和四十七年十月一日

2 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十六條第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」と、同条第二項第一号中「二十一万六千円」とあるのは「十九万五千八百四十円」と、「二十四万円」とあるのは「二十一万七千六百円」とする。

3 この法律による遺族援護法第七條の規定の改正により障害年金又は障害一時金を受けることとなるべき軍人であつた者については、戦傷病

者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第十二項本文及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第六十八号）附則第二項の規定を適用しない。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 昭和四十七年十月から同年十二月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條中「二万円」とあるのは「一万八千三百十円」と、

「二万六千円」とあるのは「一万八千七百三十円」とする。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金で昭和四十七年四月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 一の死亡した者についてこの法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受ける権利を取得した者がいたときは、この法律による改正後の同法の規定にかかわらず、当該一の死亡した者については、この法律による改正後の同法による特別弔慰金は支給しない。

3 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受けることができる者に交付する同法第五條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十七年六月十六日とする。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、日華事変中に勤務に關連する傷病により不具、廃疾となつた軍人及び準軍人に障害年金を支給し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

老人福祉法の一部を改正する法律案

老人福祉法の一部を改正する法律

老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六條」を「第四十一條」に改める。

第十條の次に次の一條を加える。

（老人医療費の支給）

第十條の二 市町村長は、当該市町村の区域内に居住地を有する七十歳以上の者の疾病又は負傷

について健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法令の規定による医療に關する給付が行なわれた場合において、当該医療に關する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に關する同法の規定による一部負担金に相當する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、厚生省令で定める手続に従い、その者に對し、その満たない額に相當する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に關する給付が行なわれたときは、この限りでない。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

3 老人医療費は、第一項に規定する者の前年の所得（一月から六月までの間に受けた医療に係る老人医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に應じて、政令で定める額をこえるときは、支給しない。第一項に規定する者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は同項に規定する者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で主として第一項に規定する者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に應じて、政令で定める額以上であるときも、同様とする。

4 第一項に規定する者が、厚生省令で定める手続に従い、健康保険法第四十三條第三項第一号

の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関その他の厚生省令で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市町村は、老人医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、老人医療費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、第四項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

7 国民健康保険の被保険者である第一項に規定する者が、第四項の規定により国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該療養取扱機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に關し市町村長が第四項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

8 第三項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第二十一条第一号中「第十条」の下に「第十条の二」を加える。

第二十四条第一項中「その三分の一を」の下に「、第十条の二に規定する措置に要する費用についてはその六分の一を」を加える。

第二十六条第一項中「その三分の一を」の下に「、第十条の二に規定する措置に要する費用についてはその三分の二を」を加える。

第二十八条第一項中「（明治二十九年法律第八十九号）を削る。

第三十六条中「措置の実施機関」を「都道府県知事又は市町村長」に、「又は収入の状況」を

「若しくは収入の状況又は医療に關する給付の受給状況」に改め、同条を第四十条とし、第三十五条の次に次の四條を加える。

（損害賠償との調整）

第三十六条 市町村長は、第十条の二第一項に規定する者が疾病又は負傷に關し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、老人医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した老人医療費の額に相當する金額を返還させることができる。

（不正利得の徴収）

第三十七条 市町村長は、偽りその他不正の手段により老人医療費の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相當する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第三十八条 老人医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

（公課の禁止）

第三十九条 租税その他の公課は、老人医療費として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

本則に次の一條を加える。

（実施命令）

第四十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

標準報酬				報酬月額額	
等級	月額	日額	額	報酬月額額	額
第一級	二一、〇〇〇円	四〇〇円	一三、〇〇〇円未満	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第二級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満	一九、〇〇〇円未満
第三級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満	二二、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満	二七、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満	三一、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	七三〇円	三一、〇〇〇円以上	三五、〇〇〇円未満	三七、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	三七、〇〇〇円以上	四一、〇〇〇円未満	四三、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	八七〇円	四三、〇〇〇円以上	四七、〇〇〇円未満	四九、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	九三〇円	四九、〇〇〇円以上	五三、〇〇〇円未満	五五、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	五五、〇〇〇円以上	五九、〇〇〇円未満	六一、〇〇〇円未満
第一級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	六一、〇〇〇円以上	六五、〇〇〇円未満	六七、〇〇〇円未満
第二級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	六七、〇〇〇円以上	七一、〇〇〇円未満	七三、〇〇〇円未満

第十條第七號の四中「葬祭」の下に「老人医療費の支給」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

3 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項後段中「又は麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五」を「、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五又は老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）第十条の二第六項」に改め、同条第三項中「市若しくは社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に關する事務所を設置する町村」を「若しくは市町村」に改める。

第十九条中「市又は社会福祉事業法に規定する福祉に關する事務所を設置する町村」を

「又は市町村」に改める。

理由

老人が必要な医療を容易に受けられるようにするため、医療保険で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

第二三級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第二四級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第二五級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第二六級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第二七級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二八級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二九級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第三〇級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第三一級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第三二級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第三三級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第三四級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第三五級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第三六級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三七級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第三八級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第三九級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第四〇級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第四一級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第四二級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第四三級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第四四級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第四五級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第四六級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第四七級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第四八級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第四九級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満

第八条中「報酬等」を「報酬（第七十九条ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム以下第九条第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ等）に改める。

第十一條第一項ただし書中「第七十九条ノ二」の下に「（第七十九条ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を加える。

第七十条ノ三を次のように改める。

第七十条ノ三 国庫ハ第七十条ニ規定スル費用ノ外政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ百分ノ五ヲ補助ス

国庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一条ノ四第二項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テ其ノ変更後ノ保険料率ガ千分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保険料率千分ノ一二付其ノ変更セラレタル日ヨリ変更後ノ保険料率ガ更に變更セラルル迄ノ間ニ行ハル療養ノ給付、其ノ期間ニ行ハル療養ニ係ル家族療養費ノ支給並ニ其ノ期間ニ係ル傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ千分ノ四ヲ補助ス

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千分ノ七十三」に改め、同項の次に次の一項を加える。

社会保険庁長官ハ保険料及国庫補助ヲ以テ保険給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足若ハ剰余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明ナリタルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ前項ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得但シ保険料率ヲ増加スル場合ニ於テハ千分ノ八十ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五章中第七十九条ノ二の次に次の五條を加える。

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル

健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一条乃至第七十二条及第七十七条乃至前条ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外本条乃至第七十九条ノ五及第七十九条ノ七ノ規定ニ依リ保険料（以下第七十九条ノ七迄ニ於テ特別保険料ト称ス）ヲ徴収ス

特別保険料ノ額ハ各事業所ニ付事業主ガ其ノ使用スル被保険者ニ対シ賞与等（第二条第一項ニ規定スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ被保険者ノ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ支払ヒタル月ニ付其ノ月ニ使用スル被保険者（第二十条ノ規定ニ依ル被保険者、其ノ月ニ第七十一条第三項ニ該当シタル者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴収セラレザル被保険者ヲ除ク）ニ支払ヒタル賞与等ノ総額ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価格ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十九条ノ四 特別保険料ハ前条第二項ノ規定ニ依リ其ノ算定ノ基礎ト為リタル賞与等ノ支払ヲ受ケタル各被保険者及其ノ被保険者ヲ使用スル事業主ガ左ニ掲グル区分ニ従ヒ負担ス

一 被保険者ニ在リテハ其ノ支払ヲ受ケタル賞与等ノ額ニ前条第二項ニ規定スル率ノ二分ノ一ヲ乗ジテ得タル額

二 事業主ニ在リテハ特別保険料ノ額ヨリ前号ノ規定ニ依リ各被保険者ガ負担スベキ額ノ合算額ヲ控除シタル額

第七十九条ノ五 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リ被保険者ガ負担スベキ特別保険料トシテ同条第一号ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ其ノ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九條ノ六 健康保險組合ハ当分ノ間第七十一條乃至第七十二條、第七十五條、第七十五條ノ二及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徵收スル保險料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九條ノ三乃至前條ノ規定(第七十九條ノ三第三項ノ規定ヲ除ク)ノ例ニ依リ特別保險料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九條ノ三第二項中千分ノ十トアルハ千分ノ十ノ範圍内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トシ前項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九條ノ四第一号中二分ノ一トアルハ二分ノ一ノ範圍内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ價格ノ算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十九條ノ七 第七十七條、第七十九條及第七十九條ノ二ノ規定ハ第七十九條ノ三第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ特別保險料ニ関シ之ヲ準用ス

第八十七條第四号中「第七十七條本文」の下に「(第七十九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)を加ふる。

(厚生保險特別會計法の一部改正)

第二條 厚生保險特別會計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ七の次に次の二條を加ふる。

第十八條ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テ為ス借入金ニ付テハ昭和四十八年度以降ニ於テハ当分ノ間第十條ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十七年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

得
前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保險法(大正十一年法律第七十号)第七十一條ノ四第二項ノ規定ニ依リ保險料率ノ引上ニ拘ラズ引上

ザラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保險料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限リ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八條ノ九 政府ハ昭和四十七年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般會計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限リ同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(標準報酬に関する経過措置)

2 この法律の施行の日前に健康保險の被保險者の資格を取得して、同日まで引き続き被保險者の資格を有する者(健康保險法第二十條の規定による被保險者の資格を有する者を除く)のうち、昭和四十七年三月の標準報酬月額が一万円以下である者又は十萬四千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬

については、その者が同年四月一日に被保險者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の健康保險法第三條の規定を適用する。この場合において、その者の同年三月の標準報酬月額が一万円以下であるとき又はその者が厚生年金保險の被保險者であつてその者の同年四月における厚生年金保險法(昭和二十九年法律第十五号)による標準報酬月額が十萬四千円以上十萬六千円以下であるときは、健康

保險法第三條第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年三月の標準報酬の基礎となつた報酬月額又はその者の同年四月における厚生年金保險法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保險法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

(保險料に関する経過措置)

3 昭和四十七年三月以前の月に係る政府の管掌する健康保險の保險料については、なお従前の保險料率による。

(特別保險料に関する経過措置)

4 この法律による改正後の健康保險法第七十九條ノ三から第七十九條ノ五まで及び第七十九條ノ七の規定は、この法律の施行の日以後において支払われる同法第七十九條ノ三第二項に規定する賞与等について適用する。

(国庫補助に関する経過措置)

5 この法律による改正後の健康保險法第七十條ノ三第一項の規定は、この法律の施行の日以後に行なわれる療養の給付、同日以後に行なわれる療養に係る家族療養費の支給並びに同日以後の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用について適用する。

(保險料率の変更に関する経過措置)

6 この法律による改正後の健康保險法第七十一條ノ四第二項の規定による保險料率の変更は、昭和四十八年度以降においては、年度ごとに当該不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、かつ、保險料及び国庫補助をもつて保險給付費、保健施設費その他政令で定める経費に充てる費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつた場合において、行なうことができるものとす。

理由

政府管掌健康保險の保險財政の窮迫した状況に對処する等のため、標準報酬を合理化し、政府管

掌健康保險に係る国庫補助の定率化及び保險料率の引上げを行ない、当分の間の措置として賞与等について特別保險料を徵收することとし、あわせて厚生保險特別會計の健康勘定における昭和四十七年度以前に生じた損失の処理に關し、一設會計からの繰入れによつて補てんする方途を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○斎藤國務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の戦争犠牲者に対しましては、年金の支給をはじめ各般にわたる援護の措置が講ぜられてきたところでありますが、今回これらの支給範圍の拡大、支給金額の引き上げなどを行なうことにより援護措置の一そのの改善をはかることとし、關係の法律を改正しようとするものであります。

以下この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金、配偶者にかかる扶養親族加給及び先順位遺族にかかる遺族年金等の額を恩給法に準じて増額することとしたしております。

改正の第二点は、準軍属にかかる障害年金等の額の改善でありまして、被徵用者等については、現行の軍人軍属にかかる額の九〇%相当額を軍人軍属にかかる額と同額に、その他の準軍属については、現行の八〇%相当額を九〇%相当額にそれぞれ引き上げることとしたしております。

改正の第三点は、準軍属に対する処遇の拡大でありまして、日華事変中に本邦等における勤務に従事中、公務傷病にかつたもの陸海軍部内の有給の雇用人等を新たに準軍属の範圍に加え、障

青年金、遺族給与金等を支給するとともに、満洲開拓青年義勇隊の隊員にかかる公務傷病の範囲を、現行の昭和十六年十二月八日以後の傷病から満洲開拓民に関する根本方針について閣議決定のあった昭和十四年十二月二十二日以後の傷病に拡大することとしたしております。

改正の第四点は、日華事変中に本邦等における勤務に關連した傷病により障害者となった軍人等に、公務傷病による障害年金等の額の七五%相当額の障害年金等を新たに支給することとしたしております。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正でありまして、留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げることとするほか、未帰還者の死亡の事実が判明した場合にその遺族に支給する葬祭料の額を増額することとしたしております。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正でありまして、昭和十四年十二月二十二日から昭和十六年十二月七日までの間に公務傷病にかかった満洲開拓青年義勇隊の隊員及び日華事変中に本邦等における勤務に關連して傷病にかかった軍人等の障害者に新たに療養の給付等を行なうこととするほか、長期入院患者に支給する療養手当の月額及び療養の給付の受給者が死亡した場合にその遺族に支給する葬祭料の額を増額することとしたしております。

第四は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正でありまして、昭和四十六年の関係法令の改正により、遺族年金、障害年金等を受けることとなった戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に、新たに特別給付金を支給することとしたしております。

第五は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正でありまして、昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、公務扶助料、遺族年金等の受給権者がなくなった

戦没者等の遺族に、新たに特別弔慰金を支給することとしたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、さだに、ただいま議題となりました老人福祉法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

今日、高齢人口の増大、扶養意識の減退などにより、老人問題は国民が一体となって取り組まなければならない喫緊の課題となっていることは、すでに御承知のとおりであります。

政府といたしましては、この国民的課題である老人問題に対処するため、従来より老人福祉法を中心として、年金、税制、保健、福祉等各般にわたる施策の充実につとめてまいりましたところであり、

ますが、医療の問題については、老人の負担能力が十分でないため、必ずしも適切な医療が確保されていまいらうが、あつたのでありまして、その点、医療費の無料化により老人に必要な医療を保障する方策が強く望まれていたところであります。

今回の改正法案は、このような要請にこたえるため、老人医療費の支給の措置を講じて、もって国民皆保険制度のもとにおいて老人が必要とする医療を容易に受けられるようにしようとするものであります。

以下、改正法案のおもな内容について、御説明申し上げます。

第一に、この制度は、国民健康保険の加入者及び被用者保険の家族のうち、七十歳以上の者について、医療保険の自己負担分を老人医療費として支給することとしたしております。ただし、老人またはその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、支給しないこととしております。

第二に、老人医療費の支給は、市町村を通じて行なうものとし、支給に要する費用については、国がその三分の二、都道府県及び市町村がそれぞれ

れ六分の一を負担することとしたしております。なお、この制度の実施時期は、昭和四十八年一月からとしたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について、その提案の理由並びに概略を御説明申し上げます。

医療保険制度の抜本的改正につきましては、つとにその必要性が指摘されてきたところでありますが、政府といたしましては、今通常国会中に、そのための所要の法案につき御審議をお願いいたします。昭和四十八年度からこれが実施をはかりたいと考えておるところでございます。

一方、かねてから問題とされてまいりました政府管掌健康保険の財政状況は、昨年提案いたしました改正法案が成立を見なかつたこともありまして、依然として悪化を続け、昭和四十六年度末の累積赤字は二千億円をこえる見通しであり、さらに、本年二月から実施された一三・七%にも及ぶ医療費の引き上げの影響を考慮いたしますと、このまま放置する限り、昭和四十七年度には、約千三百億円の単年度赤字が見込まれるところであり、

ります。この結果、昭和四十七年度中に年間給付費の約二分の一にも及ぶ三千数百億円の巨額の累積赤字をかかえるという破局的状況を招き、借り入れ金にも限度があるところから、医療費の支払い遅延等の不測の事態さえも憂慮されることになっております。

わが国被用者保険の中核たる政府管掌健康保険の財政がこのような安定を欠いたままでは、抜本的改正の実現にも重大な支障を来すところから、昭和四十七年度におきましては、何よりもまずこのような事態の解決をはかつた上で、引き続き法案の提出を予定いたしております昭和四十八年度からの抜本改正への円滑な移行をはかりたいと考えております。

政府としては、このような観点に立つて、次に述べますような内容の健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を提出いたします。次第でございます。

以下その内容の概略を御説明申し上げます。まず、健康保険法の改正について申し上げます。

第一は、保険料及び傷病手当金等の基礎となる標準報酬の区分について、最近の賃金実態に即し、その上限を二十万円に、下限を一万二千円に改めるものであります。

第二は、政府管掌健康保険の保険料率を千分の七十から千分の七十三に改めるものであります。

第三は、当面の措置として、現在保険料の算定の基礎とされていない賞与等について、支給のつどその千分の十を労使折半により特別保険料として徴収するものであります。なお、健康保険組合につきましても、その自主性を尊重し、特別保険料の徴収は任意としたしております。

第四は、政府管掌健康保険に対するこれまでの定額国庫補助を根本的に改め、定率制の国庫補助を導入するものであります。

第五は、政府管掌健康保険の保険料率について、社会保険庁長官は、社会保険審議会の意見を聞いて千分の八十を限度としてこれを変更できることとし、同時に、この規定により保険料率を引き上げた場合は、さきに述べました定率国庫補助の割合を増加するための規定を設けることとしたしております。

次に、厚生保険特別会計法の改正について申し上げます。

この改正は、政府管掌健康保険において保険の負担外にたな上げすることとなる昭和四十七年度末における累積損失を補てんするため的一般会計からの繰り入れ権限について規定するとともに、昭和四十八年度以降の繰り入れ権限について規定しようとするものであります。

なお、この法律の実施時期につきましては、昭和四十七年四月一日からとしたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります
が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決
あらんことをお願い申し上げます。

○森山委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護
法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を
行ないます。

質疑の申し出があります。順次これを許しま
す。後藤俊男君。

○後藤委員 まず最初に、いま大臣が読まれまし
たように、援護法の、五点到わたって引き上げそ
の他の改正が行なわれるということでございます
が、障害年金等ではかなり大幅な引き上げもある
わけですが、予算的に見まして、昨年の援護法関
係の予算と、今度改正されますものによる、平年
度に計算してみたときに、どれくらい膨張する
のだ、その点の御説明を第一番にいただきたいと
思います。

○中村(一)政府委員 戦傷病者戦没者遺族等援護
に關しますところの予算でございますが……。

〔私語する者あり〕

○森山委員長 御静粛に願います。――速記がと
れませんが、もつと大きな声でお願いします。

○中村(一)政府委員 障害年金等の増額等も含め
まして、四十六年度が二百四十九億六千万円でご
ざいます、四十七年度は二百八十二億七千万円
の増額と相なっております。平年度の金額
委員「何%増になるのだ」と呼ぶ。平年度の金額
につきましては、ただいまそのパーセントを調べ
ましてすぐお答えいたします。

○後藤委員 それでこの援護法は、大体三十四年
以来、今度の改正で五回目でございますが、かな
り回数を重ねて改正が行なわれておるわけござ
います、その結果としまして、処遇改善の面を
考えてみると、不均衡、不合理ができておる
のじゃないか。ですから、この辺で抜本的に一べ
ん改正すべきではないか、こういうふうにも考え

られるわけでございますけれども、いま申し上げ
ましたような点について、厚生省としては全然そ
ういうお考えがないかどうか。来年あたりには抜
本的に一べん検討し直して考え直そう、こういう
考え方がありやいなや、その辺のところも厚生省
のお考えを示していただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 先生のお示しのように、援
護法におきましては、ほとんど毎年のように処遇
の改善等につきまして改正をいたしてきておるわ
けでございます、その結果、私どももいたしまし
ては、いわゆる未処遇者に関するところの問
題の解決というものが次第に達成されつつあると
いうふうには思っております。その結果、たとえ
ば準軍属につきまして、従来軍人軍属とありまし
た格差が次第に解消されまして、本日御説明申し
上げましたところの改正案においては、国家総動
員法に關します準軍属につきましては、軍人軍
属と同様の額に年金額が改正されております。

そこで、私どももいたしましては、明年以降と
いたしましては、御指摘の未処遇の問題につきま
して、従来と比べまして未処遇というものがな
いように、この際なるべくすみやかにこの問題は解
決をいたしたい、また準軍属制度そのものにつ
きまして、この際私どももいたしましては、軍人
軍属と準軍属とを区分する点につきまして、これ
はいかにあるべきであらうかということ等につ
きまして、根本的に検討を重ねまして、そして援護
法につきまして万全の措置をとりたい、こういう
ことで準備をいたしておるところでございます。

○後藤委員 いまの話が出ましたように、数回に
わたって援護法の改正が行なわれたわけですが、
でも、いま話が出ました軍人なり軍属なり準軍属
の關係ですけれども、これらも順次幅が狭められ
てきた、こういうことが一口に言えると思われ
ます。しかしながら、その他の面におきまして、ま
だまだ未処理の面があるように考えるわけですが、
けれども、ぜひひとつそういう点につきまして、こ
れからの課題として、できるだけ早く不公平、不
均衡のないような方向で検討をしていただく。こ

れは非常に援護法の面から考えまして、大事なこ
とではないかというふうに考えるわけでありま
す。

そこで第一の問題として、昨年の援護法
の改正のときにも問題を出しました入営、入団、
さらに帰郷、その途中で爆撃にあった、あるいは
船が沈没してなくなった、あるいは浜松等におき
ましては、防空壕の中でやられた、こういうよう
なこともあるわけなんですけれども、これに対し
ては、昨年ですが、一昨年ですが、見舞い金とい
うことで十万円贈呈されておると思うのです。

それで、これらの人に対して、この十万円の見
舞い金だけで終わりとすることは、どうしても納
得できないわけなんです。いま労働災害を考へて
みましても、通勤途上というものが、労災の適用云
云でかなり前進しておるわけなんです。それとこ
れとは話は違ひますけれども、家を出まして、た
とえば海軍でございまして、入団する途上でやら
れた場合は、入団しておらないからということ
で十万円の見舞い金で終わります。これが、入団してか
ら死亡いたしますと、それなりの処遇がある。こ
れは大きな不合理だ、不均衡だと思ふのです。や
はり家を出た以上は認めるべきだ。さらにまた除
隊をいたしまして――厚生省のある人の話を聞
きますと、除隊しても、すぐまっすぐ家へ帰る人
もあれば帰らぬ人もあるというふうな話も聞きま
したけれども、ほとんどの人は、やはり帰郷の場
合は、一刻も早く家へ帰りたい、こういう気持ち
で帰ることは、まず間違ひないと思ふのです。

それらの人が先ほど言いましたように船の沈没で
なくなった、さらには機銃掃射でやられる。正確
な数字は知りませんが、百五、六十人から
二百人ぐらゐは、そういう該当事者がおられるの
じゃないかと私は思ふのですが、これをただ一片
の十万円の見舞い金で終わります、これではあまり
も冷たいやり方ではないか。これは当然改正すべ
きである。これは、去年も、さらに一昨年も、こ
の援護法改正のときには私が強く主張した記憶が

あるわけなんです。一体なぜこれを改正されない
のか。法的にこうだから、法的にこうだからとい
うような説明があるとは思ひますけれども、そ
れよりかは、実態を考へてもらえませんかと思
うのです。ことしあたりは、この点について改正さ
れるんだと私は思つておったわけなんです、そ
れが改正されておらない。いま申し上げました問
題を厚生省としてはどうお考えになっておるか、
今後これをどう扱おうとしておられるのか、この
点をお伺ひしたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 入営あるいは帰郷の途中に
おきますところの事故につきましては、国会にお
きましていろいろ御審議をいただき、御議論もご
ざいまして、先生御指摘のとおり、昨年度、本年
度にわたって十万円の見舞い金を支給するとい
う措置をいたしておるわけでございます、大
体二百名ぐらゐそういう方々がいらつしやるの
じゃないかというふうな私どもとしては推定いた
しておりますが、これをさらに年金の対象にすべ
きであるという点につきましても、私どもとして
は研究をいたしておるわけでございます。

御承知のとおり、援護法におきましては、未復
員の状態にあります方々につきまして、外地等か
らの主として引き揚げの場合が多いわけござい
ますけれども、それらにつきましては、法律をも
ちまして、陸軍、海軍の廃止後も、未復員の状態
にある限り、軍人軍属とみなすということが、法
律上はつきりいたしておるわけでございます。

今度は逆に、入営の場合につきましては、そ
ういふ法律的な措置はしてないわけございま
して、一応見舞い金を私どもは差し上げるとい
ふことになっておりますが、この問題につきま
しては、見舞い金の申請にあたりまして、いろいろと
具体的なケースが出てまいっておりますので、そ
ういふ点を十分に研究をさせていただきます
と思つております。

ただ、援護法の体系から申します場合におきま
しては、援護法の対象が軍人軍属、準軍属とい
つたような身分に着目いたしまする制度でありま

ので、その辺、何と申しますか、入営する途中の一般の方であるわけでございまして、一定の身分を得てからある場合におきまして、そこに差があるのは、これは援護法の制度上いたしかたないわけでございまして、御指摘のとおり、この点につきましては十分勉強をさせていただきたいと思っております。

○後藤委員 去年もそういう話で、十分研究をするということでもございました。いまもやっぱり去年と同じ返答で、見舞い金十万円というのは前進したと私は見ておるわけなんです、いま言われました入営の際に、自己の責任ではなしに途中でなくなった場合ですね、これが援護法の適用になるかならぬかということなんですけれども、援護法の適用をしようとする場合には法律のどこにひっかかって、それをどういうふうに変更すればいいのですか、その点をお尋ねしたいと思っております。

○中村(一)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、帰郷する途中、復員の途上におきましては、前の大戦におきまして特殊事情から、海外から復員する場合におきまして、いろいろと事故があつたという点におきまして、法律上、特に援護法では、第四条の二の規定をもちまして、その期間におきましますところの事故につきまして、公務上としてこれを処遇するといふふうにいたしておるわけでございます。

したがって、入営の場合におきまして、つまり、さきの大戦におきまして、入営の途中におきまして、こういうふうな具体的な問題点があつて、この点は特に法律上救済すべきであるというふうな、いろいろ具体的なケースによりまして、これは今後法律的にそれができるかどうかということを検討すべきだろう、こういうふうな考え方でおるわけでございますが、たとえば入営として、長崎県の徳浦丸という船で入営する途中になくなられたというケースがございました。こういうふうなケースは非常にお気の毒なケースでございまして、こういうケースのほか、約二百名の方

方につきまして、私どもとしては具体的なケースを積み重ねまして、検討の資にいたしたいということでも勉強しているわけでございます。

○後藤委員 それじゃ次の改正のときには、どうですか、これは改正してみたら。

○中村(一)政府委員 十分その間検討させていただきたいと思っております。

○後藤委員 ぜひひとつ……これは大臣、あまり無理な話じゃないと思うのです。だれが聞きましても、なるほどそうだとおっしゃる納得のできる話だと思ひますから、次の改正には、ぜひいま申し上げました点を改正していただく、この方向で大臣もひとつ御努力をいただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 事務当局でさらに検討を加えると思ひますので、その検討の結果を待ちたいと思ひますが、入営、入団途中の事故死、ただいまおっしゃいますようなもの、これに見舞い金を出すというのは、まず第一歩であつたのか、あるいは実質的に差異があるということか、あるいはうようになつたのか、実質的に差異がないという結論になれば、いま後藤委員のおっしゃるとおりだと私は思ひます。どこをどう直すかは技術的な問題でございまして、したがって、そういう実質判断について事務当局で十分検討いたさせて、その結果によつて、場合によつたら改正をいたしたいと思ひます。

○後藤委員 その次には、沈没した対馬丸の問題です。この事件が起きてしばらくして、昭和三十七年に総理府のほうから見舞い金として二万円贈呈されておるわけなんです。さらにまたことしの予算として、見舞い金三万円が予定されておると聞いておるわけです。この対馬丸の事件が発生いたしましたのは昭和十九年ですね。約八百人の学童ですか、これが沖繩から日本へ疎開する途中で魚雷にあつて沈没した、こういう事件でございまして、当時考へてみますと、沖繩におきすけれども、生徒動員者には準軍属の扱いが行なわれておつたと思ひます。この人らは沖繩におれば当然そういう扱いを受ける人でございまして、この

対馬丸で疎開する途中で魚雷で沈没させられた、そういう点を考へてみる場合には、これは当然援護法の適用あつてしかるべきじゃないか。昭和三十七年に見舞い金が二万円、さらにまたことしとして見舞い金三万円、これは総理府との関係もあるかと思ひますけれども、厚生省として、いま申し上げました問題を取り上げてもらつて、援護法の適用対象にすべきである、もうこの辺で考へるべき時期が来てるんじゃないかというふうな私考を考へるわけでございまして、この点、厚生省としてどう考へてしょうか。

○中村(一)政府委員 対馬丸の遭難事故の学童に対しては、準軍属として処遇すべきではないかと御意見は、従来から沖繩の遺族の方からも前々から何回も伺つております、また当社会労働委員会におきましても、このことにつきましては、ずいぶん御審議をわづらわしておるのでございまして。御指摘のとおり、昭和三十七年に総理府といたしまして二万円の見舞い金を差し上げ、また、昭和四十七年度におきまして、総理府の方々、あるいは当時台湾に疎開された沖繩の方々の遭難がございまして、その方々に対して三万円の見舞い金を支給するといふことが四十七年度の予算に計上されておるわけでござい

ます。この対馬丸の犠牲者の方につきましては、政府部内におきまして、これもずいぶん検討いたしたわけでございまして、結果といたしまして対馬丸の遭難の学童の方々は、本土の疎開の学童の場合、また沖繩本土におつて戦間のためになくなつた学童との比較が画されざるを得ないといふ結論に達しておるわけでございまして、現在のところ、対馬丸の犠牲学童につきまして、これを準軍属として取り扱うといふことは考へていないといふことです。

○後藤委員 これは私は当時のことはあまり詳しく知りませんが、この対馬丸で約八百人であつた、これは命令という誤解があるかも知れませんが、かつてには疎開するんだからという、個人個人の意思で疎開したもんじやないかと私は見ておるわけなんです。おそらく命令なり指示によつて集団的に疎開する、これらの人が対馬丸に八百人乗りまして、途中で魚雷に沈没させられたんじゃないかと私は思ふのです。個人で、もう沖繩におるの危険だ、あぶないからおれは引き揚げたんだ、疎開するんだ、かつては個人の意思でやつたことなら、いま局長の言われたようなことも筋が通ると思うのですけれども、私はおそろくそうじゃないと見ておるわけなんです。そうならば当然援護法の対象にしてしかるべきじゃないかというふうな思ふのですが、この点、重ねてお尋ねします。

○中村(一)政府委員 当時の実態は、おそろく先生のお示しのとおりであらうと思ひます。つまり、その生徒、学童が疎開いたしましたのは、もちろん生徒本人の意思によるものではなくして、それはおそろく当時の軍の要請に基づくところの措置であつたろうというふうに十分推定されるのでございまして。したがって、この遭難者生徒の場合、七百三十七名の学童につきましては、そういう意味におきまして、何らかこれは国によるところの誘導あるいは支配のもとに、この疎開が行なわれたといふことはあつたにいたしまして、その程度と申しますか、が直接沖繩に残つた学童の場合、つまり米軍が上陸いたしましたとき軍と協力して戦つた場合とにおきまして、いろいろ研究いたしますけれども、何として、これはやはりそれとの比較、あるいは一方、先ほど申し上げました、その他内地等におきまして、これはほとんど国の要請に基づく措置で犠牲になつた方々の場合が大部分でございまして、そういう方々との比較、種々検討いたしまして、今日の段階におきましては、遺憾ながらこの方々を準軍属とするといふことは、どうしてもやはり法律の運用上は私どもとしては無理がある、こういうふうな考へておるところでござい

○後藤委員 いま局長が言われましたように、軍の要請に基づいて疎開したのではないかと推定もできぬことはない、こういう言い方ですけれども、そうだとするのなら当然、魚雷で沈没させられたということになれば、戦争の犠牲者であるという事は、はっきり言えると思うのです。そうならば、準軍属の扱いをして援護法の適用に該当するのではないか、当然該当させるべきだといふふうに私は考えるわけです。ぜひこの問題につきましても放置することなく、さらに前向きの方で厚生省としても検討をしていただく、これをぜひお願いをいたしたいと思うわけです。

その次には、今度の援護法の改正の中身を見ますと、動員学徒なり、あるいは徴用工につきましては百分の百ですか、十分の十まで引き上げると、こういう改正の内容なんです。

そこで考えられますのは、内地部隊で訓練中死亡された人、この人方には現在特例遺族年金という事で七割五分が支給されておるんじゃないかと思うのです。そうしますと、動員学徒なり、あるいは徴用工の人が百分の百で、いわゆる一〇〇%支給と引き上げになるわけですから、いま申し上げました内地部隊で訓練中に死亡した軍人に対して七割五分でとめておくという事は、どうも私は不均衡だと思ふのです。これを引き上げるべきじゃないかと思うのです。当然これは引き上げてしかるべき問題であるといふふうに思うのですが、この点はどのようにお考えになっておるでしょうか。

○中村(一)政府委員 私どももこの七五%の問題につきましては、先生御指摘のとおり増額すべき性格のものだと思っております。ただこれは援護法だけでまいりません。恩給法に同様の制度がございますので、恩給法との関連におきましてこの七五%の特例の制度ができておるわけでございますから、所管の総理府等ともよく相談をいたしまして、この七五%についての増額等の問題につきましては、これから先の問題として研究をさせていただきます。

○後藤委員 いま局長も言われましたように、引き上げが内容となっております点から考えてみる際には、かなり不均衡だと思ふのです。これは検討に値する問題だと思ふので、次の改正の時点には、ひとつ引き上げを検討していただく、これは総理府との関係もあると思ふますけれども、お願いしたいと思ふわけなんです。それから次には、外地の戦没者の遺骨収集の問題です。

これは遺族会のほうもかなり問題にしておる点であると思ふますけれども、昭和四十七年度として、遺骨の収集に対して厚生省としてどれくらいな予算を考え、どういう方向で行なおうとおられるか、さらにまた遺族会等もやましくいわれておるところの墓地の整備等につきましても、計画があればひとつお示しをいただきたいと思ふます。

○中村(一)政府委員 昭和四十七年度におきましては、予算といたしましてはパラオ諸島、トラック諸島等未実施の地域のほか、マリアナ諸島あるいは沖繩におきまして遺骨収集を行なうという事で一千三百万円が計上されております。これはフィリピンのカリヤと申します、ルソン島でございますけれども、そこに慰霊碑を建立するという予算が三千万円ほど計上されております。

しかしながら私どももいたしましては、四十七年度におきましてそういうふうに計画はいたしておりますが、遺骨の収集あるいはまだ帰っていない生存者の救出につきまして、いろいろな情報特に最近入ってまいります。私どももまた、従来の私どもの計画、遺骨収集あるいは生存者救出につきましては、従来の実績をもう一度洗い直しまして、昭和四十七年度から、あらためて全部もう一度やり直すというつもりで実はいろいろと準備を進めておるところでございます。

私どももいたしましては、定められた予算にかかわらず、必要によりましては別途また財政当局とも御相談をいたしまして、そういうことにつき

ましては積極的に取り組んでいきたいということ、現在準備をしているところでございます。

○後藤委員 ぜひこの問題につきましても、関心の深い問題ですから……

ところで、大臣にお尋ねするわけですが、この間グアム島へ捜査隊と申しましょうか、厚生省から三名派遣されたと思うのです。私は新聞の報道以外に詳しくわかりませんが、あの捜査隊が出まして向こうでかなりな期間、しかも非常に困難な仕事だと思ふのですけれども、耐え忍んでやっておられたと思うのです。その結果、何か、らしいものがつかめたのかどうか。さらにまた、今回は第一回ということで打ち切りで、続いてまた捜査隊を――捜査隊と申しましょうか、あるいは趣旨の派遣を行なわれる気持ちがあるかどうか。なしとするならば、一体これからは、いろいろな情報厚生省にも入ると思ふのですけれども、どういふふうにお置かれていこうとしておられるのか、この点についてお尋ねしたいと思ふます。

○斎藤國務大臣 ただいまの問題につきましては、グアム島の政府関係も非常に積極的に協力といたしますが、むしろ主導的な立場に立つてやってくれました。詳細に私も御報告を受けましたが、もし必要であれば詳細な御報告を申し上げます。が、結論といたしましては、生存者があるという印象も得られなかった、また、ないという一回目の結論は、これはこちらから三名、それから政府、グアム島の政府関係が三名、専心やったわけでありまして。

そこで一応帰ってまいったわけですが、今後はグアムの警察におきまして、いままでより以上に関心を持って、少しでもそういう情報があれば政府のほうに報告をさせる。そしてそれを日本側に知らせる。そしてその結果、要すればまた捜索をいたしましょう。いままでは、いろいろ民間情報その他があつても、必ずしもこれがグアム警察あるいは政府に報告されていなかったら

いもなきにしてもあらずということで、そういう情報収集についても、以前よりもさらに密にしよう。その結果、またこちらに知らしてもらつて、そして要すれば共同捜査をしよう、こういうことで帰ってまいったわけでございます。

○後藤委員 当時、刑事さんですか来られましたけれども、いろいろな情報をわれわれも聞いたわけですが、直ちに厚生省として捜査隊を派遣されたという事は、非常に適切な処置であつたとわれわれは考えておるわけなんですけれども、このままでは終わってしまったのでは何かもの足らぬような気がいたしますので、これからの問題として十分なる関心を持っていただいて、これはやっていたら必要があると思ふますし、それからさらに、これは総理府関係になるかも知れませんが、二十数年間グアムでがんばっておられた横井庄一さんですね、あの人の待遇というのですか、国としてこれからどういふふうな処遇をしていくのか。全部が厚生省関係ではないと私は思ふますけれども、その当時新聞記事を見まして、いろいろなことが記事に書かれておりました。さらにまた新聞記事によりまして、ある党の国会議員がどれだけの金を出してどうかという記事も、私見たわけでございますけれども、最終的に、二十何年間グアムでがんばつておられた横井庄一さんに対する処遇というの、どういふことになっておるのか、これもおわかりであれば、ひとつ御説明いただきたいと思ふます。

○中村(一)政府委員 横井庄一さんに対しまして国としての措置といたしましては、横井さんはことしの二月二日日本に帰つてまいりました時期まで軍人であつたという取り扱いとなります。それで横井さんの場合におきましては、三十一年間軍籍にあつたということになりまして、そこでこの復員された二月の翌月、三月から普通恩給がもらえることになっておりまして、事実もう恩給局のほうから恩給証書を受け取つておりますが、年額といたしましては十三万二千八百九十四円という普通恩給が支給されるということになります。

それかなお、これは国としての措置ではございませぬけれども、横井さんに対しては一般から寄せられたお見舞いのお金——品物もございませぬけれども、金を厚生省が預かりましたし、あるいは東京第一病院でお預かりしましたものの合計が本日現在で二千二百五十三万三千五百円と相なっております。一般の国民の皆さま、あるいは政府におきましては総理以下大臣各位がお出しになりましたものを全部入れまして、これだけになっております。

国といたしましては、先ほども申しました普通恩給が支給せられる、こういうことになっておるわけですね。

○後藤委員 いま言われました横井さん三十一年間軍人であった、普通恩給が十三万二千八百九十四円ですか、いままでに集まったお見舞い金として二千二百五十三万三千五百円、これだけだという説明だと思ふのです。そうしますと、大東亜戦争が始まって、こちらにお引き揚げになったのは二月ですが、それまでの、軍人俸給というのですか、賃金とはいわぬと思いますが、いわゆる兵隊さんに支給される俸給はどういうことになるのでしょうか。

○中村(一)政府委員 昭和二十八年に軍人恩給が復活をいたしまして、したがって、二十八年以降におきましては軍の在職期間を恩給の在職期間として取り扱うということになった関係もございまして、軍人に関するところの給与、いわゆる俸給というものは、二十八年をもつて未支給の給与というものはなくなっておりますのでございませぬ。

横井さんの場合は、したがって、二十八年八月一日までの間は未復員者給与法によりまして、その間の俸給が支給されておりますが、これはただし、当時の貨幣価値そのままで計算されておりますので、金額といたしましては、合計いたしましたも三万九千七百七十円という金額でございませぬ。ただ未復員者の場合におきましては、本人に対しては俸給を支給するという方法はございませぬ。

ございませぬので、残っておられますところの留守家族に對しまして手当を差上げるといふふうな現在の制度はなっておりますのでございませぬ。

○後藤委員 わかりました。変な質問でございませぬが、見舞い金はまだまだ集まる途中でございませぬか。

○中村(一)政府委員 私どももいたしまして、もう大体お見舞い金の山は越したのじゃないかというふうな考えております。このほかに、各都道府県等におきましてどうなっておりますか、わかってませんが、大体都道府県でお預かりになったものは厚生省のほうにお回しになっておるようございませぬので、大体この程度じゃなかろうか、こういうふうな考えております。

○後藤委員 これはまた非常に幼稚な質問ですけども、見舞い金が二千二百五十三万五千集まった。こういうものには税金がつくのですか、つかぬのですか。

○中村(一)政府委員 援護局におきまして国税庁と、あるいは主税局のほうも参ったかと思ひますが、相談をいたしまして、これにつきましては税制上恩典的な取り扱いをしてもよろうに相談をいたしまして、いまのところ大蔵當局もそういう線で作ってくださるよう聞いております。

○後藤委員 それから次が満鉄関係の援護法の問題ですけども、これはいままで三年、四年かかりまして厚生省としてもかなり好意的に御尽力いたしまして、去年でございませぬか、三十数名の援護法適用者がいろいろ考えられていた結果出ておるのです。ところが、これはあくまでも昭和十六年の十二月八日以降の問題でございまして、それ以前の昭和十二年の七月七日以降から昭和十六年の十二月八日の間における日華事変あるいはノモンハン事件もあるのですが、これらの関係で軍需輸送だけをした、あるいは両手を取られた、両足を取られた、まあ見るもむづかしい姿の人が、今日も何とかひとつ援護法の適用にならぬだらうか、これは各党を問わず政府にも強い働きかけが行なわれておることは、私が申し上げるまでもないと思ふのです。今度の改正には——これは法を改正しなければならぬ問題ではないと思ふのです。法を改正しなくても、法の運用によりまして、いわゆる厚生大臣の考え方がいかにによりまして、この請願書にも書いてありますように、昭和十二年の七月七日から昭和十六年の十二月八日、この期間における軍の要務に従事中に負傷した人、これらの人を戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用させることもできるのではないかと、いふふうに私もどしどしは考えるわけではございませぬけれども、この点いかがでございませぬか。

○中村(一)政府委員 後藤先生には、ことに旧満鉄の職員の援護の問題につきましては、かねがね御熱心に私どももいたしまして御指導賜わっているところでもございまして、今回の改正におきましては、旧満鉄関係の処遇につきましては、満鉄職員のうち援護法上二つの種類、つまり軍属の扱いの者と準軍属の扱いの者とございませぬが、軍属として扱われる方々につきましては、ただいま先生御指摘のとおり昭和十二年七月七日にかかれば援護法を適用するということにはいたしております。したがって、この改正法が通過、成立、施行になりました暁におきましては、この間におきまして犠牲の方々にございまして、軍属として遺族年金あるいは障害年金の措置がとられるものと思っております。

ただ今回の改正におきまして、準軍属といたしましては、その準軍属が国家総動員法に基づきましてその総動員業務の協力という法律の体系になっておるわけではございませぬので、したがって、これにおきましては総動員法の関係で昭和十六年十二月八日以降とならざるを得ないわけではございませぬが、満鉄の社員で犠牲になられた方々につきましては、ただいま先生もお示しのように、具体的な現実のケース、ケースにおきまして、これは私どもとしましては、満鉄におきまして、その特殊な性格にかんがみまして、その適用につきましては十分配慮いたしたいと思っております。事実また、私どもとしましては、いままで、満鉄職員の障害年金につきましては、請求がございましたケースにつきまして、ほとんどこれをお認めするという実際の実績を持っております。

○後藤委員 満鉄会が中心でいろいろな資料を出されまして、非常に熱心によつておられることは私も知っております。厚生省としても認めておられると私は思ふのです。で、いまも説明がありまして、去年、おとしですか、援護法の適用というところでかなり御尽力をいたしておる。それはあくまでも総動員法を一つの根拠とされまして、いわば昭和十六年の十二月八日以降のものについて適用していただいたというふうな思ふんです。ところが、それ以前の人につきましては、やはりまだまだ三十数名の人が残っております。

〔委員長退席、谷垣委員長代理着席〕

そこで私は、この満鉄関係につきましては、一々こまかいことを申し上げる必要もないと思ひますけれども、恩給法上も、やはり満鉄でとめておった勤続年数というものは加算されることに、一昨年でございませぬか、なつておるわけなんです。そういうような点を考えたり、さらに、満鉄自体が、日華事変といわず、さらにノモンハン事件といわず、かなり軍と一致協力しまして、国の指令に基づいて軍事輸送をやつておった、こういうことははっきり申し上げても間違いないと思ひます。そうなるにつれて、いま申し上げましたように、昭和十六年の十二月八日以前のものについては援護法の準軍属の扱いがまだ行き渡っていない、十六年の十二月八日以降につきましては、していただいたというのが現状だと思ふのです。ですから、もう一歩さかのぼつていただいて、昭和十二年の七月七日までさかのぼつていただいて、それは個々いろいろ検討しなければいけない問題がたくさんあると思ひますけれども、ぜひこの援護法の適用をしていただくのが当然ではないかというふうな思ふわけではございませぬ。

す。

ですから、私はここで、南満洲鉄道がどういう立場にあって、国との関係がどうなっておつてと、そういうようなことは一々もう説明するまでもなく、局長はじめ厚生省ではこれは十分御承知でございますから申し上げませんけれども、しかもこの援護法そのものが内容的にもほとんど充実しつつある、こういうような時期等も考えるときには、いま申し上げました非常にめづる生活をしておられる、手もない、足もないという人もおられるわけでございます。この人らが一体どこで

けがをしたかといえ、南満洲鉄道で軍事輸送のためにけがをした、あるいは軍事列車編成の作業の途中でけがをしたということにこれはなつておるわけでございますから、だから私は、今回の法律云々ではなしに、この法律の運用によつて、いま申し上げましたような人を救ひ上げる、というと語弊があるかもしれませんが、この援護法の適用対象にひとつ認めていただく、このことは可能じゃないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○中村(一)政府委員 先ほども御説明申し上げましたとおり、援護法上におきます軍属の場合におきましては、満鉄の職員の方につきまして、昭和十二年七月にさかのぼることがこの法律改正でできるわけでございます。この今回の改正におきまして具体的に何名の方になるか、私たいたくも、まだはつきりしておりませんけれども、少なくとも法律上にはそこまで、昭和十二年までさかのぼることができるといふこととございまして、従来、期間の問題で対象とならなかつた方々につきまして、その点におきまして私は一つの根拠を与えることができるものと実は確信をいたしておるわけでございます。

なお軍属の場合におきましては、おっしゃいますとおりの今後とも私は、満鉄会の方々とよくお話を聞きまして、具体的なケース・バイ・ケースによりまして、処遇につきましてできるだけけ前向きに処理をしていきたい、こういうふう

考えているところでございます。

○山本(政)委員 ちよつと関連して。満鉄の社員で、いまの軍属が昭和十二年七月七日までさかのぼつて適用できるという法律的な根拠をちよつと教えていただきたいんです。

○中村(一)政府委員 本日のばせております援護法の改正の中でございまして、これは政令の改正で具体的には出てまいります。

○山本(政)委員 ばくは、法改正というからちよつと疑問を持つたんですけれども、政令の改正だと思ふのです。

ですから、いまと関連してちよつとお伺ひしたいことがあるわけですが、施行令第一条の四の表の一がありますね、そこに「中国(満洲、台湾並びに英租界地である九龍半島及び香港を除く)及びその沿海」と書いてある。これは、なぞ満洲というものが削除できないんですか。

○中村(一)政府委員 そこで私、政令とよく然と申し上げましたが、この満洲というのを削除いたします、この政令で。そうしますと満洲は適用される、こういうことになるわけでございます。

○山本(政)委員 それじゃ、戦傷病者戦没者遺族等援護法の第二条第三項の第一号ですね、ここに「昭和十六年十二月八日以後中国(満洲、台湾及び台湾を除く)」と書いてありますね、ずつと後段のほうです。その満洲というものは、これは除くわけですか、除かぬわけですか。

○中村(一)政府委員 これは法律上、この国家総動員法に關しまして、旧関東州国家総動員令というものがございまして、ここでは関東州は一応除いてございまして、ただし、ごらんなさいとしまして、この援護法の第二条第三項の一号の前の部分をお読みいただきますと「旧国家総動員法第四条若しくは第五条」カッコがございまして「旧関東州国家総動員令においてる場合を含む」とございまして、したがって、ここで関東州関係は適用されます。

○後藤委員 それで局長、いかがですか、いま申し上げました問題につきまして、法的に考える

と、いま言われました国家総動員法というのが、この前やっていたた一つの根拠になつてゐるものです。厚生省としても、昭和十二年の七月七日にさかのぼつて援護法の適用を考えてもいゝとは思つておられるけれども、何か一つ根拠がないだらうか、こういう気持ちだと私は思ふわけなんです。数といたしまして、そうしたいした数でもございまして、金額的にもたいした予算が必要でもないと思ひますから、ひとつあらゆる面から検討していただいて、いま申し上げましたところの昭和十二年の七月七日から昭和十六年の十二月八日、この間における日華事変、これらによりまして軍事輸送で傷害を受けた人に対するところの遺族援護法の適用あるいは障害年金の適用、これをひとつ考える、そこまでひとつ、きょうのここでお約束いただけませんか。

○中村(一)政府委員 旧満鉄の置かれました特殊な事情にかんがみまして、旧満鉄社員の犠牲になられた方々につきましては、私どももいたしましてはその具体的なケースによりまして今後とも十分処置を考えさせていただきます、こういうふうに考えております。

○後藤委員 具体的なケースで考えていただくということは、これはけっこうなんです、具体的にケースで考えていただく以上は、いま言つたように、厚生省としても昭和十二年の七月七日にさかのぼつて適用するんだ、こういうことをやばり腹の中に入れておいていただかないと、ケース、ケースで検討しなきゃ、これは却下、これは却下となつてしまふわけですよ。ですから、私は法的にどうしようというこまかいことはここでは申し上げませんし、さらに満鉄のいわく因縁、故事来歴を申し上げようと考えておりませんけれども、あそこまで御尽力いただいたんですから、いま一步というところは、何回も申し上げますように、わずか三十数名のことでございまして、その方向で厚生省としても全力を尽くしてみよう、これくらいなこと、ぜひお約束をいただきたいと思

うのですが、これは大臣、いかがでしょうか。

○斎藤國務大臣 お話を伺いますと、今度の法律の改正で軍属はさかのぼれる、しかし軍属は総動員法の関係でさかのぼれない、こういうことになつてゐるということのようでございます。

そこで、満鉄は特殊の事情にあつたわけでございますから、いまおっしゃいますように、何らかの根拠を見つけないといひますか、とにかく実質的に軍属も認めるようになったんだから、軍属も総動員法の適用はなかつたかもしれぬけれども、しかし実質的にはあつたと同じようなことをやつてきたんじゃないかというふうなことであらうか、私はかように考えます。

そういう実質的な判断から、総動員法の適用があつたものとなつたものとの関係をそう差別をしないでやれないかといふことを、いまおっしゃる趣旨に従つて検討いたしました、できるだけ実情に合うようにいたしたいと思ひます。

○山本(政)委員 ちよつと関連して。恩給法で満鉄職員の在職年限というのが通算されましたね。これは一つは、満鉄のその当時持つておつた性格からいって、いわば日本政府の行動とみなしたわけでしょう。そういうふうになつたから通算をしたわけですね。つまり国家公務員の在外の公務というふうな認められたわけですね。だから恩給法というのがあるというふうに通算された。そうすると、そういうことで仕事をやつてゐる人は軍属とみなされないといふことは、ばくはおかしいと思ふのです。

そういうことで、もう一つあなたの方のほうで、おっしゃつてゐることは、ここに書いてゐるよう「準戦地」といふのを「事変地又は戦地に準ずる地域」といふものになつてゐるわけでしょう。俗にいう満洲事変といふのは事変ではないわけですか。あるいは事変地ではないわけですか。あるいは日華事変といふのは事変でないわけなのかどうか。そういうことを考えれば、ずつとさかのぼつて、満鉄のそういう犠牲者に対しては軍属として適用するというのが本来の考え方であつて、これ

は考え方でいけば、それが一番論理的じゃないですか。その点はどうですか。

○中村(一)政府委員 現在の援護法の体系におきましては、昭和十二年七月以降というものを適用の範囲等の一つの限界としておるわけでございまして、いわゆる満州事変までは、実は援護法は対象になっていないわけでございます。その点が、ぎりぎりいきまして昭和十二年の七月という点が援護法の一つの限界になっております。

おっしゃいますとおり満鉄の職員につきましては、恩給法におきましては通常の措置をとっております。これは考え方といたしまして、もちろんそれを公務として見るという考え方に立つておるものと思われまゝ。そこで今度は援護法上、満鉄におきましてこのいわゆる労働災害といふもの、労働災害といふもの、これを援護法で全部見るというところまでいけば、あるいはこれも一つの行き方かと思うのでございまして、いまのところは、やはり援護法の立て方といたしまして、先生方十分御承知のとおりでございまして、何らかの日本の軍との関連をとらえて、着目して、その点に関係のある方々につきまして対象にするというところになっておりますから、したがって、いま私どもといたしましては、そこに軍との関係は何とかして明らかにいたしまして援護いたしたいというふうに考えておりますが、遺憾ながら満鉄にしましては、資料というものがほとんどないというのが現状でございます。

私どもといたしましては、その適用につきましては、結局満鉄の方々からのいろいろなお申し出というものを十分私どもの資料とするというやり方を従来もやってまいりましたし、今後もうそういうことで御本人方のお申し出というものを十分尊重してやっていきたい、こういうふうに考えております。

○山本(政)委員 私の申し上げるのは、だからあなたがそういうお答えをなさるだろうと思ってあれしたわけですが、その公務員というものが、実は事案による、たとえば軍用列車とか先駆列車

あるいは装甲車というものの乗務をやったり、あるいは軍需列車の転載ですか、そういうものをやった、そういう作業中に起きた人たちのことを言っておるわけですか。

そういうことを私はなぜ言うかといったら、そんなに多くないはずで、満鉄のほうからそれが出れば、あなた方は全部お認めくださいますか。ケース・バイ・ケースと言わずに、信用されて——何万人、何千人もおるといふ話なら別ですが、けれども、そういう人たちは非常に少ないでしょう。そうして満鉄会がそういうことに対してかりに確認をされれば、そうしてそのときには上司のほうの要するに状況書類というものをちゃんと添付してやれば、あなた方はやはりお認めになるべきだと思ふのです。ばくも公務といふのが、実は軍用に関するあるいは軍需に関する公務であるということをお願いいたすわけですか。たとえばほかの仕事をやっておいて、そうして手がなくなったたり、足がなくなったたりしたことを言っておるのじゃないか、まさにその時分は満州事変から日華事変になり、ずっと戦争が拡大していったわけでしょう。そのときに、軍の命令によって実は満鉄がそういう仕事をやらされたわけですから、それに従事されていった人は、軍の仕事をやった結果、うなつたとするならば、補償すべきじゃないか、その点なんです。だから私の言うのは、ケース・バイ・ケースだといふのがどうも納得いかな

いわけですか。三十人か四十人の人たちが、もうすでに状況というものはきちんとかわかって、そしてある意味では日本国じゅう上司をさがし回って、そして要するに証人になってもらって出した書類が、ケース・バイ・ケースでやられてはかなわぬ、その人たちは浮かばれぬ。だから、ケース・バイ・ケースなんて言わないで、ただか三十人か四十人の人なら一括してあなた方やればいいじゃないですか。

○中村(一)政府委員 私の説明がまずうございませうが、ケース・バイ・ケースといふことは、つまりその一つ一つにつきましてもよく実態を明らかに

してやるという意味でございまして、それはちょうど一律にやるといふのと相反するように、あるいは私の説明がとられたら、私としては不本意でございまして、先ほどから何回も繰り返して申し上げますとおり、満鉄の業務の特殊性というものをよく見て、そして一つ一つをつまびらかにしていけば、あるいは結果としては、先生のおっしゃることと同じになるのじゃないかと思ふのでございまして、けれども、どうも私の説明がまずいようございませう。

○山本(政)委員 だから満鉄の使命、性格というもの、私は先ほど申しましたとおり、軍の行動即満鉄の行動じゃなかったかといふのです。それさえ認めれば、申請を出された人たちのなをな一括してお認めになることができないかといふのです。三十人か四十人じゃないですか。私もそういう人たちに会いました。状況はそれは気の毒ですよ。ケース・バイ・ケースだなんていつて処遇するようにならないうことです。もうずいぶんの年なんですから、そういうことに対して私はある意味では、少しは拡大解釈ですらやっています。いや、ないかという気がするのですが、それをケース・バイ・ケースというのが納得いかない。

○中村(一)政府委員 先生のお示しの御趣旨に沿ひまして、残りました幾つかのケースについては、さつそく措置をきめたいと考えます。

○後藤委員 それで局長、いまえらく簡単に言われましたが、そのことは昭和十六年の十二月八日以後ではなしに、以前にさかのぼってケース・バイ・ケースで調査をして行ないます、そのことを意味しておるのです。

○中村(一)政府委員 これは先ほど申しましたとおり、援護法上は軍属扱いになる場合におきましては、正確に申し上げますと、これは援護法の第二条の第一項の第四号の適用を受ける場合におきましては、この法律の改正によりまして昭和十二年七月までにかかるといふことができるわけでございませう。したがって、私どもといたしましては、いま申し上げましたのは、この二条一項第四号の適用につきましても、具体的につまびらかにしていきたい、こういうこととございませう。

○後藤委員 ということは、軍属でございますれば昭和十二年の七月七日までさかのぼってやれる、実施しておる。ところが、一昨年やっていたいたのは、準軍属という扱いで適用していただいたわけなんです。そうなりますと、あなたのほうの言われるのは昭和十六年の十二月の八日以降でございませうといふことでやってもらったのです。ところが、いま山本委員が局長の話を聞いておられますと、個々のケースを検討して行ないます、そうあなたが言ひ切られる以上は、昭和十六年の十二月八日ということにこだわらずに、個々のケースを検討して、しかるべきものは適用をしていきます。いまの話をお聞きしております、こういうふうな解釈すべきだと思ふのです。ですから、そういうふうな解釈してよろしいですかといふことを確認したいわけなんです。

○中村(一)政府委員 援護法の第二条の第三項第一号を適用していく場合におきましては、これは昭和十六年十二月八日以降の事故というもののしか対象とすることができないわけでありませう。

ただ先般、満鉄関係の方々におきましては、準軍属の扱いをするのが適用上最もふさわしいというケースで、そういう扱いをいたしておるわけでありませう。ただその実態におきまして、昭和十六年十二月以前の状態におきまして事故になられた場合におきましては、したがって、二条の一項四号の適用はないものかどうかといふことを、私どもといたしましては具体的なケースについて適用を考えていきたい、こういうことを私は考えてございませう。山本先生にお答えをいたしておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、軍属という考え方に立つて検討をしたい、そういうことですか。

○中村(一)政府委員 今回の改正は軍属の関係でございませう、せつかくの法律の改正というもののにつきましても、私どもはこれを従来残された方方について適用できないかどうか、十分検討した

適用につきましても、具体的につまびらかにしていきたい、こういうこととございませう。

○後藤委員 ということは、軍属でございますれば昭和十二年の七月七日までさかのぼってやれる、実施しておる。ところが、一昨年やっていたいたのは、準軍属という扱いで適用していただいたわけなんです。そうなりますと、あなたのほうの言われるのは昭和十六年の十二月の八日以降でございませうといふことでやってもらったのです。ところが、いま山本委員が局長の話を聞いておられますと、個々のケースを検討して行ないます、そうあなたが言ひ切られる以上は、昭和十六年の十二月八日ということにこだわらずに、個々のケースを検討して、しかるべきものは適用をしていきます。いまの話をお聞きしております、こういうふうな解釈すべきだと思ふのです。ですから、そういうふうな解釈してよろしいですかといふことを確認したいわけなんです。

○中村(一)政府委員 援護法の第二条の第三項第一号を適用していく場合におきましては、これは昭和十六年十二月八日以降の事故というもののしか対象とすることができないわけでありませう。

ただ先般、満鉄関係の方々におきましては、準軍属の扱いをするのが適用上最もふさわしいというケースで、そういう扱いをいたしておるわけでありませう。ただその実態におきまして、昭和十六年十二月以前の状態におきまして事故になられた場合におきましては、したがって、二条の一項四号の適用はないものかどうかといふことを、私どもといたしましては具体的なケースについて適用を考えていきたい、こういうことを私は考えてございませう。山本先生にお答えをいたしておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、軍属という考え方に立つて検討をしたい、そういうことですか。

○中村(一)政府委員 今回の改正は軍属の関係でございませう、せつかくの法律の改正というもののにつきましても、私どもはこれを従来残された方方について適用できないかどうか、十分検討した

適用につきましても、具体的につまびらかにしていきたい、こういうこととございませう。

○後藤委員 ということは、軍属でございますれば昭和十二年の七月七日までさかのぼってやれる、実施しておる。ところが、一昨年やっていたいたのは、準軍属という扱いで適用していただいたわけなんです。そうなりますと、あなたのほうの言われるのは昭和十六年の十二月の八日以降でございませうといふことでやってもらったのです。ところが、いま山本委員が局長の話を聞いておられますと、個々のケースを検討して行ないます、そうあなたが言ひ切られる以上は、昭和十六年の十二月八日ということにこだわらずに、個々のケースを検討して、しかるべきものは適用をしていきます。いまの話をお聞きしております、こういうふうな解釈すべきだと思ふのです。ですから、そういうふうな解釈してよろしいですかといふことを確認したいわけなんです。

○中村(一)政府委員 援護法の第二条の第三項第一号を適用していく場合におきましては、これは昭和十六年十二月八日以降の事故というもののしか対象とすることができないわけでありませう。

ただ先般、満鉄関係の方々におきましては、準軍属の扱いをするのが適用上最もふさわしいというケースで、そういう扱いをいたしておるわけでありませう。ただその実態におきまして、昭和十六年十二月以前の状態におきまして事故になられた場合におきましては、したがって、二条の一項四号の適用はないものかどうかといふことを、私どもといたしましては具体的なケースについて適用を考えていきたい、こういうことを私は考えてございませう。山本先生にお答えをいたしておるわけでございます。

適用につきましても、具体的につまびらかにしていきたい、こういうこととございませう。

○後藤委員 ということは、軍属でございますれば昭和十二年の七月七日までさかのぼってやれる、実施しておる。ところが、一昨年やっていたいたのは、準軍属という扱いで適用していただいたわけなんです。そうなりますと、あなたのほうの言われるのは昭和十六年の十二月の八日以降でございませうといふことでやってもらったのです。ところが、いま山本委員が局長の話を聞いておられますと、個々のケースを検討して行ないます、そうあなたが言ひ切られる以上は、昭和十六年の十二月八日ということにこだわらずに、個々のケースを検討して、しかるべきものは適用をしていきます。いまの話をお聞きしております、こういうふうな解釈すべきだと思ふのです。ですから、そういうふうな解釈してよろしいですかといふことを確認したいわけなんです。

○中村(一)政府委員 援護法の第二条の第三項第一号を適用していく場合におきましては、これは昭和十六年十二月八日以降の事故というもののしか対象とすることができないわけでありませう。

ただ先般、満鉄関係の方々におきましては、準軍属の扱いをするのが適用上最もふさわしいというケースで、そういう扱いをいたしておるわけでありませう。ただその実態におきまして、昭和十六年十二月以前の状態におきまして事故になられた場合におきましては、したがって、二条の一項四号の適用はないものかどうかといふことを、私どもといたしましては具体的なケースについて適用を考えていきたい、こういうことを私は考えてございませう。山本先生にお答えをいたしておるわけでございます。

○後藤委員 そうしますと、軍属という考え方に立つて検討をしたい、そういうことですか。

○中村(一)政府委員 今回の改正は軍属の関係でございませう、せつかくの法律の改正というもののにつきましても、私どもはこれを従来残された方方について適用できないかどうか、十分検討した

適用につきましても、具体的につまびらかにしていきたい、こういうこととございませう。

○後藤委員 ということは、軍属でございますれば昭和十二年の七月七日までさかのぼってやれる、実施しておる。ところが、一昨年やっていたいたのは、準軍属という扱いで適用していただいたわけなんです。そうなりますと、あなたのほうの言われるのは昭和十六年の十二月の八日以降でございませうといふことでやってもらったのです。ところが、いま山本委員が局長の話を聞いておられますと、個々のケースを検討して行ないます、そうあなたが言ひ切られる以上は、昭和十六年の十二月八日ということにこだわらずに、個々のケースを検討して、しかるべきものは適用をしていきます。いまの話をお聞きしております、こういうふうな解釈すべきだと思ふのです。ですから、そういうふうな解釈してよろしいですかといふことを確認したいわけなんです。

い、こういうことでございます。

○後藤委員 そうなつてまいりますと、一昨年で
すか、やつていただいたのは軍属の扱いなんです
ね。それに基つて昭和十六年の十二月八日以
降はやつていただいたわけなんです。いま局
長の言われたのは軍属という扱いになれば昭和
十二年七月七日にさかのぼれぬこともない、その
点を検討して個々のケースでやりたい、こういう
ふうに言われますと、そこに不均衡になつてくる
わけなんです。私はその不均衡だめだというわ
けではないのです。不均衡ならば、悪いほうをい
いはうに上げてもらえばいいわけなんです。一
昨年やつていただいた軍属の扱いを今度は軍
属に上げていただいて、いま問題になつておる三
十数名の者を、これは軍属ということで、いまあ
なたが説明された法的根拠に基づいて援護法の適
用を個々のケースで検討して、満鉄会から出てき
たものは、これもたいした数じゃないのですから
認めていただく、そういうふうには私は考えるわ
けなんです。そういうことでいいわけですね。

これはここで明確にしておかなければいかぬと思う
のです。いま局長が言われましたように軍属と準
軍属とは、今期改正によつて内容において差がな
くなる……。

○中村(一)政府委員 一部はということですが、

○後藤委員 ですから、いままで満鉄会云々で三
十数名の軍事輸送でけがをした人の適用について
は準軍属でやつてきたけれども、十分の十に引き
上げたのですから、これから個々のケースで検討
する場合におきましても軍属として検討してい
く、そうすれば準軍属であらうと、軍属でありま
しょうとも中身において大差がないのだから、そ
の点は問題ないと思う。ですから、局長としては、
十六年十二月八日以前の問題につきましても、軍
属という扱いをする立場に立つて個々のケースで
検討をして前向きでひとつやつていきます、こう
いうふうに解釈していいのです。

ができてつあるのかどうなのか、これが第一点で
あります。
第二点については、もしそういうものができた
ときに、こういう人たちに對する補償というもの
をお考えになつておるのかどうか。本来はこれは
あつたと思ひますけれども、終戦直後に焼却した
という話も聞いております。
それから、私の記憶するところでは、たびたび
これは附帯決議もつけられたというふうな記憶し
ておるのですけれども、この点は一体どうなの
か。

以上、三点について伺ひたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 まず第一点についてお答え
いたしますが、警防団員につきましては、これは
自治省のほうで昭和四十四年と四十五年にわたり
まして、警防団員の方でおなくなりになつた方、あ
るいは障害を受けられた方につきましては見舞い
金を差し上げるといふ措置をとつておりました。
現在約二千百件の方々につきまして、なくなられ
た方の遺族の場合には七万円を支給するという措
置がとられております。

先ほど先生御指摘のとおり、医療従事者につ
きましては、厚生省のほうで担当いたしました、同
じく七万円のお見舞い金を差し上げておるわけ
でございます。
戦時中の防空関係の方々に對しますところの
援護の問題でございますが、私どものほうでも、
当時の法令による処遇の状況につきまして、当時
でございますけれども、その当時の調査をいたし
てみたのでございまして、具体的などの程
度の方々が、その処遇を受けたかということ、
私どもとしては明らかにすることはできませんで
した。しかし、一般の戦災者の方々の人的な
いは物的な損害に對しましては、旧戦時災害保
法、これは昭和十七年に施行された法律でござ
いますけれども、によりまして昭和十七年から二十
一年までの間に当時の金額で十八億六千四百万円
が支出されておるといふことは、資料によつて明
らかになつておるところでございます。

○山本(政)委員 金額はわかりましたけれども、
その人員については把握できるのですか。
○中村(一)政府委員 旧戦時災害保護法によりま
すところの障害者として認定された方が三千
四百六十六名でございまして、それから死亡者の
遺族関係では該遺族が十二万三千八百三名、こ
ういふことになつております。
その他住宅、家財の損害補償とか生活必需品の
給与、医療の給付等も行なわれておるようござ
いますけれども、つまびらかにつかむことはでき
ませんでした。

○山本(政)委員 これは今後もしも引き続きそういう
ことが考えられるわけですか、あるいはもうそれ
で打ち切つたわけですか。

○中村(一)政府委員 この関係につきましては、
私どもとしましては関係の各省庁に当たりました
けれども、これ以上につきましては、いまのところ
得ることはできないというふうな考へておるま
す。

○山本(政)委員 そうすると、そういうことをか
りに知つて、そしてそういう手続をやるというこ
とがもうできないわけですね。救済措置は何もな
いわけですね。

○中村(一)政府委員 現在のところ、私どもとし
まして、戦争中の空襲等の被害者の方につきまし
て具体的に何らか新しくやるというふうなことに
つきましては、いまのところ方法がないという状
況でございます。

○山本(政)委員 そうすると厚生省としては、あ
るいは自治省はおられませんかけれども、皆さん方
のほうでそういうことを調査をなすつて、そして
今後そういうことが明らかにされたときには救済
措置は考えないということなんですか、考へると
いうことなんですか。どうにもしようがありませ
んということなんですか。

○中村(一)政府委員 そういうわけではございま
せん、今後戦時中におきましては被害状況
等が明らかになりました場合におきましては、こ
れは国としてそれに対する補償その他の道を講ず

るべきではないかと考へておるわけなんです。

○後藤委員 それで話は大体わかつたのですが
ね。くどいようなことを言つて申しわけないの
ですが、あとからどうとかこうとか、それはあかぬ
とか、いいとか悪いとか言われては困るから、こ

る必要があると考えました場合におきましては、もちろんそういう措置はとられるものと思ひます。

○後藤委員 次は、この援護法の中の処遇の改善関係ですが、これを五、六点お尋ねいたしたいと思ひます。

まず第一番に、本邦におきまして勤務関連の傷病でなくなった軍人ですね。この人の遺族に対しては、遺族一時金は出ておらないと思ひます。戦地関係につきましては十萬圓の見舞い金が出ておると思ひます。この本邦関係につきましては、これは当然一時見舞い金を支給すべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○中村(一)政府委員 遺族一時金の制度につきましては、かつて厚生省で援護問題懇談会が設けられまして、御諮問を申し上げて御研究を願つたのでありますが、この場合、私も問題として先生の御指摘のような本邦等における勤務関連傷病についての問題を御議論願つたのでございまして、やはり本邦における勤務関連につきましては、遺族一時金を支給するのは制度上いかがであるか、つまり消極的御答申をいただいております。ところでございまして、私も事務当局といたしましても、本邦等で勤務関連傷病に併発した傷病によつて死亡した軍人の遺族等につきましては、遺族年金を支給することは、やはり他との均衡上適當ではあるまい、こういうふうに考えておるところでございます。

○後藤委員 そうしますと、その懇談会でいま言われたような消極的な結論が出た、こういうことなんですけれども、私はやはり本邦等における勤務関連傷病に併発した傷病にて死亡した軍人の遺族に対しまして、当然遺族一時金を支給してしかるべきだと考えるわけでも、懇談会でそういう消極的な意見が出ておるといふことも経過として、これはあるわけでもございまして、この問題については、ひとつさらに検討をしていただくようお願いをいたしたいと思ひます。

です。

それから、その次の問題として、再婚解消の妻に対する遺族年金の支給について、期間を延長してもらいたい。これは遺族会の方からも強く出ておるのではないかと思ひます。この遺族援護法が制定されましたのは昭和二十七年の四月二十九日でございますが、さらにまた恩給法の復活いたしましたのは昭和二十八年の七月三十一日でございます。これは少々違いがあるかもしれませんが、その間における一いま申し上げましたその間、再婚解消の妻に対しては、遺族年金の支給が行なわれておらないわけなんです。ですから、二十八年の七月三十一日まで延期してくれらうと、延期してもらいたい、こういうことなんです。これは、私も前後の関係とかいろいろ考へてみまして、二十七年の四月二十九日以前にこういう条件にある人は、これは適用されておるわけなんです。ところが、二十七年の四月二十九日から恩給法制定までの二十八年の何月までのその間におきまして、同じ条件になりまして適用されない。これはやはり不合理だと思ひます。ですから、恩給法制定までの二十八年の七月三十一日までこの適用の期間を延長する、これは当然だと思ひます。いかがでございますか。

○中村(一)政府委員 私ども厚生省におきましても、いま先生のお話のとおり、再婚解消の妻の時期は、二十八年七月三十一日まで、軍人恩給の復活の日の前日まで延長することをいかにがであらうかというところで、政府部内ではいろいろ議論をしてみたわけでございます。

これは確かに一つ理由があるわけでもございまして、つまり、軍人恩給を復活するまではまだ知らなかったのだ、そういうことは知らなかったのだ。したがって、扶助科目に当てて再婚を解消したのじゃないのだという理屈はつくわけでもございまして、私どもも、その間どの程度の方が対象になるかわかりませんが、やるべきじゃないかと

いうことで検討いたしておりますけれども、いまのところ、結論から申しますと、もしも解消の時期を延ばすならば、あるいは二十八年でも足りないのでもっと延ばしてやるべきじゃないだろうかという意見と、それからもう一つは、そもそも再婚解消の場合におきましては、現行どおり二十七年の援護法の制定のときが精一ぱいではあるまいか、これは非常な特例であるのだから消極的意見と両方ございまして、結論といたしまして、今年度の法律改正にはこの点が出てこなかったわけでもございまして、間に合わないわけでもございまして、その点は今後引き続き研究させていただきます。

○後藤委員 いや、いま局長が言われましたように、二十七年四月二十九日でもよろうという意見と、二十八年に区切らずに、もっと延ばせという意見と、これは両意見がある、こういうことなんですけれども、とりあへずは二十八年七月三十一日まで次の改正では行なう、これはぜひお願いしたいと思ひます。

それから、その次の問題は、これも毎年やっておるわけでも、官衛勤務の問題ですね。準戦地における、いわゆる海軍省なり陸軍省なり、あるいは参謀本部なり、あるいは海軍の経理部ですか、こういう関係につとめておる人ですね。準戦地における勤務から除外された者、これらに対する遺族年金を支給してくれ、これもかなり毎年問題になっておるわけなんです、全然前進を見ないわけなんです。これはどういふことなんでしょうか。

○中村(一)政府委員 御指摘のとおり常に問題となつておるところでございまして。そういう特殊勤務場所につきましては、他の官衛との均衡ということがやはり一番大きな原因でございまして、毎回また同じような答弁でおそれ入ります、陸軍省と商工省あるいは内務省といふものを、同じ官衛でありながら陸軍省であれば遺族年金の対象になり、商工省であればそうならないといふのは、やはり今度は同じ公務員同士の中におきましてこ

ろの不均衡というものが起るのでありまして、それがこの問題の解決を妨げておる大きな原因であります。

○後藤委員 やる気はあるのですか、ないのですか。

○中村(一)政府委員 この問題につきましても、一方におきまして改正すべきであるという意見も、あるいはそういう理論的な根拠もございまして、また、そうすべきでないという意見もありまして、この点につきまして私どもとしても依然として議論、検討の途中である、まだ結論が現在におきましては改正をするというところまで至っていないという状況でございます。

○後藤委員 ぜひこの問題につきましても、いろいろ意見はあると思いますが、改正の方で研究をしていただくようお願いしたいと思ひます。

それからその次は、戦没者の妻に対する特別給付金支給法の問題ですが、毎年、年にしまして二万円ですが、十カ年の二十万というのがいま支給されておるわけなんです。これが昭和四十八年で終わりにすると思ひます。四十八年で終わりにするにしまえば、それでしまひになるわけですね。この問題につきましては、厚生省としては、十カ年の毎年二万の二十万、期限が来て、これは終わったからそれで終わり、こういうふうにかえておられるのか。あるいはこれを延長しまして、さらにその人の奥さんの一生を慰謝するというための特別給付金を何か考へておられるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 お示しの戦没者の妻に対しまして特別給付金制度のほか、戦没者の父母に対しまして特別給付金制度もございまして、ともに昭和四十八年度をもってその給付期間が終わるといふことに相なっております。したがって、これをこのまま放置いたします場合には、これを降におきましては、父母並びに妻に対する特別給付金が支給されないといふことになるわけでもございまして。

そこで、私もといたしましては、この特別給付金の制度、実はこのほか戦傷病者の妻に対する特別給付金というものがございまして、そういうものを含めまして、特別給付金制度はいかにあるべきかということにつきまして、早急に御議論を願うために、この四月からこの特別給付金に關します懇談会を認めていただきまして、来週の十七日から第一回を開くわけでございまして、来年度の予算の要求に見合います、ことしの夏ごろまでの間にこの点につきまして結論を出したいということ、懇談会で御議論を願うということにいたしておりますが、厚生省といたしましては、父母、妻の方々のそういう特殊な状況にかんがみまして、何らかの方々に對する処遇は、いまだよりもさらに厚くあることをいねがって、この懇談会につきましては、そういう点におきましていろいろ御議論を願ひ、御答申をいただきたい、この希望をいたしておるわけであります。

○後藤委員 いま父母の話もされましたが、奥さん、いわゆる戦没者の妻に対する特別給付金の支給法につきましては、いま申し上げましたように、十一年で、年二万の特別給付金が支給されておったわけですね。ただ、十一年というものが昭和四十八年のいつ切れるのか私明確にございませうが、これにつきましては懇談会で結論を出して、間に合うように、さらに續いてこれ以上のものを考へていくのだ、こういう説明だったと思うのです。

それから、さらに父母の問題につきましては、五十年というものが四十七年の五月に切れるのじゃないですか。これは妻のほうは十一年間、父母のほうは五十年間ですね。二十万と十万円じゃないですか。毎年の金額といたしましては二万円一緒でございまして、その五十年というものが昭和四十七年の五月に切れるのじゃないかと私は思うのです。間違つておればあとから訂正していただいてけっこうですけれども、そうなりますと、このままいきますと父母のほうにつきましてに間に合わないわけなんです。この点はどうい

ことなんでしょう。

○中村(一)政府委員 戦没者の父母に對しますところの特別給付金は、四十七年五月十五日で切れるわけでございまして、妻の場合は来年度の四月三十日までございまして、したがって、父母、妻に關しますところの処遇を明年以降継続するあるいは何らかの新しい措置をとりまします場合には、先生お示しのとおり、明年度予算あるいは明年度の法律で手当てをいたしませんと切れてしまふ、こういうことになるわけでございまして、

○後藤委員 そうなりますと、父母のほうは切れてしまふじゃないですか。

○中村(一)政府委員 私の説明が足りませんでしたが、父母特給は年一回支給になっておりますので、それでことしは、つまり四十七年度までは確保されているわけでございまして、

○後藤委員 父母のほうは毎月二万円ずつ支給しているんじゃないでしょうか。

○中村(一)政府委員 父母に對しましては年に一回でございまして、ただ、父母に對しましては十万円を五年間で償還することになっております。妻の場合は二十万円を十年間で、こういうことになっていくわけでございまして、

○後藤委員 そうしますと、父母のほうは昭和四十七年五月に切れてしまふから、来年度の分につきましては早急に懇談会を開いて、その結論に基づいていままでの処遇の方法で考へていきたい、そういうことなんでしょう。

○中村(一)政府委員 そういう気持ちでおるわけでありまして、

○後藤委員 その次は、この戦没者の死亡当時兄弟姉妹が生存していたが、その兄弟姉妹が戦没者死亡後死亡した場合、現在は直系の血族のいない父母にも特別給付金を支給してもらいたい、これは全国の遺族会からも要望が出ておると思うのですが、この問題についてはいかがですか。

○中村(一)政府委員 このケースは私もいまちょっと聞いておりますけれども、最近提案されたケースでございまして、

○後藤委員 ぜひひとつこの問題につきましても研究していただきたいと思うのです。

その次の問題は、戦没者の死後後婚姻によつて氏を改めた父母、祖母に特別給付金を支給せよ、これは内容につきましては説明するまでもなく十分おわかりのことだと思ふのですが、この問題はいかがでしょうか。

○中村(一)政府委員 この問題も日本遺族会その他から御要望のある問題でございまして、私どももこの件につきましては、ケースも少ないし何とかしてあげるべきじゃないかということで検討いたしておりますが、まだ政府部内全体として了承を得るに至つてないところでございまして、

○後藤委員 その他にも問題はまだまだあるわけでございまして、いろいろとわれわれが考へておる問題等も提起をいたしました。援護法につきましては、私も三十四年から四十年連続して質問をさせていただいておるんですが、内容は順次改正されつつあるということは私間違いないと思ふんです。だけれども、冒頭に言いましたように、一べんこの援護法につきましても、健康保険にございませうけれども、抜本改正が必要じゃないかと思ふのです。抜本的に考へていただくと、厚生大臣得意の抜本改正を一本やっていたら、厚生大臣と私は思ふのです。いろいろな面から考へますと不均衡、不合理というのがあるわけなんです。さらに物価高の今日の情勢から見ると、これはたいていいろいろな支給金額が妥当であるかどうかという点も私問題だと思ふわけでありますけれども、いままでいろいろたくさん問題を提起したわけですが、いままでの問題につきまして来年度の改正時期には、局長も内容はよくわかつていただきたいと思いますので、ぜひ改正していただくようお願いをいたしたいと思ふわけ

す。

特にその中におきましても對馬丸の問題、さらに満鉄関係の問題、さらにいま申し上げましたところの処遇の内容の問題、これらにつきましても、ひとつ来年度の改正におきましてはこういたしましたと堂々と説明のできるような方向へ御尽力をぜひお願いをいたしたいと思ふ次第でござい

【谷垣委員長代理退席、委員長着席】

それから、一番最後になりましたけれども、これは非常に個人的な問題のような気がいたしますが、昭和二十年の五月の十五日に大竹の海兵団へ後藤孝一という人が入団したわけなんです。ところがその八月になりまして、糧秣受け取りに広島に行った。そこで原子爆弾に受けた、被爆したわけなんです。それで昭和二十年の九月帰郷した。いわゆる被爆者として認められておるわけなんです。それ以来というのは、左腕から胸にかけて、一皮むけてしまった、あるいはまた仕事もできないというふうなことで、病院に入ったり、あるいはあるときには卒倒をしたり、また肝臓が悪いとかいろいろ病院で言われて、あちこちから一生懸命に養生しておられたわけなんですけれども、中山厚生大臣のときに原爆被爆者の認定は受けておるわけなんです。この人は昭和三十七年四月になつておるわけです。こう申し上げますと、この後藤孝一というのは現役の兵隊だと思ふのです。そうなりますと、厚生省はおれのほうの管轄じゃないということになるかも知れませんが、これは遺族援護法の適用を何とかならぬものだらうかという強い希望があるわけなんです。遺族といふのはいろいろな法律にまだ無知な点もありましかつたわけが親切に教えてうまく持つていかなければいけません。もうかと思ひますけれども、こういうふうな経過をたどつております。被爆者の死亡に對しまして現在のとこ何ら国としては処遇をしておられない、これが現実でござい

人恩給、軍人の関係もあると思いますが、早くも、早急にひとつ検討をしていただく、検討した結果、被爆の関係ではなしにほかの病気でなくなったんだというようにも言われておると私聞いておりますけれども、呉の海兵団へ昭和二十年に入団する、当時は非常に厳格な徴兵検査で入っておるわけなんです。広島で被爆して、その年の九月にはもう帰郷してしまつて、それ以来ほとんどまともな仕事ができない、三十七年までようやく命を持ちこたえて、三十七年にはなくなつておる。こんなものは被爆の関係じゃないというように認定になっておると私は聞いておりますけれども、私はやはり被爆した関係がこの人の死亡の大きな原因であろうというふうにも思うわけでございまして、どうかひとつこういう問題につきましましては親切に扱っていただきますようお願いいたします。

あくまでも医者の判定が中心にならうと思ひますけれども、現実には遺族の陳情書なんかを読んでみましても、被爆そのものが死亡の原因であるというところはわれわれしるうとしても推定できるわけなんです。ですから、この問題につきましましては厚生省としてぜひひとつさらに調査をしていただき、研究をしていただいて、しかるべく処遇のできる方向へ御尽力をしていただきたい、こういうふうにお願ひするのですが、局長、いかがでしょう。

○中村(一)政府委員 後藤孝一さんに関しましては、御指摘のとおり、これから厚生省といたしまして十分に調査いたしまして御相談に乗りたいと考えております。

○後藤委員 いまの問題につきましても、その旨を遺族のほうへも私のほうから通知をいたしまして言っておきたいと思ひますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがたうございました。

○中村(一)政府委員 冒頭先生から御質問のありましたことにお答えができておりました点を、ちょっと申し上げます。予算の増額あるいは平年度化になった場合にどうなるかということにつき

まして、お答え申し上げます。

四十六年度の援護関係の予算と四十七年度との比較は、数字は先ほど申し上げましたとおり一三%増でございますが、これは平年度化しました場合におきましては大きくなりまして、四十六年度で改善しましたものを平年度化しますと、金額で四十億でございますが、四十七年度、今回改正させていただきます分の平年度化が百一億でございます。約二五・七%増となるわけでござい

○森山委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 昼休み抜きで審議するということとたいへんであらうと思ひますが、これも国民のためだと思つてがまんしていただきたいと思ひます。

実は援護法につきましましていろいろと質問を準備したわけでございしますが、いま後藤委員の質問で私が聞きたいと思つたことはほとんど聞かれましたので、重複をなるべく避けたいと思ひますが、あるいは重複するかもしれませんが、お願いしたいと思ひます。

先般、横井庄一さんがグアム島から奇跡的に生還なさつたわけでございしますが、こういう一件がありまして厚生省、特に援護局がクローズアップされてまいりました。また有名なことばに、これは佐藤さんが言ったことばですが、沖繩の返還なくして戦後は終わらない、その沖繩も五月十五日返還される、こういうことになつてきて、いよいよ佐藤さんの気持ちの上での整理がなされるのではないかと思ふわけでございしますが、戦争犠牲者の立場から見ました場合は、まだまだ戦後は終わらないわけですね。いみじくも先ほど後藤委員が、援護法は被爆改正をやらなければならぬのじゃないかという発言をなさつていたわけですが、私も非常に含意ある発言だと思つて聞いておりました。と申しますのは、私も毎年この援護法の改正案についていろいろとお尋ねしてきたわけでございますけれども、何だかこの援護法の改正にあたっては確固たる方針といひますかある

は計画性というものが欠けてゐるのではないかと何となくまわりの圧力に押された、あるいは場当たり的な改正がなされてきているというふうな印象を深めるわけでございします。こういう点につきまして、いつも質問されていることでありますが、とにかく戦後処理にあつて、特に戦争犠牲者のいわゆる総仕上げといひますか、これを行なう援護法についても根本的な基本的なものの考え方を持つべきではないか、こういう気持ちを持つておられますので、まず最初に厚大臣から基本的なその思想といひますか理念といひますか、そういうものを承つておきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 援護法を貫いております基本的な考え方は私から申し上げるまでもない、かような考え方は私から申し上げるまでもない、かような援護法の戦後処理がいつ終わるのかという問題があると思ふわけでございします。先ほどからいろいろ御質問のありましたような、一口でいへば、未処遇者の問題を中心にいたしまして問題があるわけでございします。これは援護という考え方のもとに、いままで看過されておつた、あるいはまた問題になつておつたけれども解決しなかつた問題が次々解決していくというものが、今日の状態でございします。ただいま大橋委員のおっしゃいますように、また後藤委員もおっしゃいましたように、一べんこれを抜本的なものにまとめ上げるといふことはどうであらうかということでございますが、これも確かに必要であらうかと考えますので、そういった線で検討いたしてまいりたいと思ひます。が、抜本というところとなかなかむずかしいと思ひます。したがうして、もしそういう観点に立つてやれば、厚生省の一つの大事業として考えなければならぬ。そこで願ひくは医療保険の抜本はこの国会で片をつけていただいて、次にまた新しい抜本の問題に取り組みますように切にお願いを申し上げます。

○大橋(敏)委員 どうも厚生大臣は私の質問に対してはあまり深いお答えがなくて、抜本改正といふことばにあやかつて医療保険のほうばかり何か強調なさつたようなことですけれども、これはやはり問題でございます。いまは援護法の審議ですから、ひとつそちらのほうに頭を集中していただきたいと思ひます。

そこで、要するに戦争犠牲者に対する手当てですから、援護でございますので、これはあくまでも国家補償という立場、援護法の提出の経緯等からいひましても、国家補償の精神に基づいて昭和二十七年にこの法律が制定されたという趣旨も示されておりますように、あくまでも国家補償の精神がもとにがっちりするなければならぬということですね。そこに立てば、先ほど言つた援護法の抜本改正というねらいも、これはいわゆる軍人だとか軍人だとかあるいは軍属、準軍属、階級、地位、そういうものの差別があつてはならぬといふことなんです。平等の立場でそれを援護していこうというのが基本的な精神にならなければならぬ、こう思うわけでございします。実は去年のこの審議にあたりまして、わが党の古川議員が同じような質問をしてゐるわけでございしますが、そのとき局長さんが答えておられますもののその中身は、どうやら恩給法の改正についてやつてゐる程度の中身でしかないわけですよ。これはやはり弱いと思うのです。どうでしょう。局長さん、まずあなたの考えを聞かせていただきたいと思ひます。この援護法の基本的な理念といひますか、今後のあり方について述べていただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 援護法の根本理念は、先生おっしゃいましたとおり、戦争犠牲者に対しましてこれを国が補償するという精神からできた法律、制度でございます。それで、この援護法ができましたすぐ軍人恩給制度が復活いたしました。そこで援護法の大きな柱と申しますのは、軍人恩給を停止された旧軍人あるいは軍属の方々に對しますところの援護という点を大きな柱にいたしておりました。翌年軍人恩給が復活いたしましたので、援護法関係の大部分は軍人恩給のほうに戻つて

うことばにあやかつて医療保険のほうばかり何か強調なさつたようなことですけれども、これはやはり問題でございます。いまは援護法の審議ですから、ひとつそちらのほうに頭を集中していただきたいと思ひます。

そこで、要するに戦争犠牲者に対する手当てですから、援護でございますので、これはあくまでも国家補償という立場、援護法の提出の経緯等からいひましても、国家補償の精神に基づいて昭和二十七年にこの法律が制定されたという趣旨も示されておりますように、あくまでも国家補償の精神がもとにがっちりするなければならぬということですね。そこに立てば、先ほど言つた援護法の抜本改正というねらいも、これはいわゆる軍人だとか軍人だとかあるいは軍属、準軍属、階級、地位、そういうものの差別があつてはならぬといふことなんです。平等の立場でそれを援護していこうというのが基本的な精神にならなければならぬ、こう思うわけでございします。実は去年のこの審議にあたりまして、わが党の古川議員が同じような質問をしてゐるわけでございしますが、そのとき局長さんが答えておられますもののその中身は、どうやら恩給法の改正についてやつてゐる程度の中身でしかないわけですよ。これはやはり弱いと思うのです。どうでしょう。局長さん、まずあなたの考えを聞かせていただきたいと思ひます。この援護法の基本的な理念といひますか、今後のあり方について述べていただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 援護法の根本理念は、先生おっしゃいましたとおり、戦争犠牲者に対しましてこれを国が補償するという精神からできた法律、制度でございます。それで、この援護法ができましたすぐ軍人恩給制度が復活いたしました。そこで援護法の大きな柱と申しますのは、軍人恩給を停止された旧軍人あるいは軍属の方々に對しますところの援護という点を大きな柱にいたしておりました。翌年軍人恩給が復活いたしましたので、援護法関係の大部分は軍人恩給のほうに戻つて

○中村(一)政府委員 援護法の根本理念は、先生おっしゃいましたとおり、戦争犠牲者に対しましてこれを国が補償するという精神からできた法律、制度でございます。それで、この援護法ができましたすぐ軍人恩給制度が復活いたしました。そこで援護法の大きな柱と申しますのは、軍人恩給を停止された旧軍人あるいは軍属の方々に對しますところの援護という点を大きな柱にいたしておりました。翌年軍人恩給が復活いたしましたので、援護法関係の大部分は軍人恩給のほうに戻つて

いったわけでございます。そこで、それからあと援護法の問題といたしましては、先生いまお話しがありましたように、援護法上の軍属あるいは新に軍属という考え方を取り入れまして、そうして軍人軍属の処遇とバランスをとって、漏れたところの方々につきましてその援護を拡大していくという線でごまかしてきましていただいております。そこで、この援護法の考え方と申しますのは、恩給と違ひまして、階級という考え方はないというのを本旨といたしております。したがって、遺族年金でございますと、陸軍大将の遺族であらうと二等兵の遺族であらうと、同じ金額でこれを処遇いたしております。ただ、先ほどの後藤先生のお話にございましたように、たとえば特例の場合におきましては七五の特例がある。あるいは軍属と軍属の間におきまして格差があるという点はございましたけれども、しかし、軍属と軍人軍属との格差も次第に解消されて、いまや全く軍属のうちの約半数は軍人軍属と同じ金額になってきた、こういうふうになってきているわけでありまして、したがって、私どももいたしましては、これから先援護法についての未処遇問題につきましては、さらにその穴を埋めていきましますと同時に、処遇の内容そのものにつきましますは、さらに十分なものとしていきたい。並びにその援護法以外の、たとえば特別給付金等の制度もございまして、そういうような制度もともに、これはバランスをとりつつ、内容を充実していきたい。これが私ども援護関係に携わる者としての念願としてやっておりますのでございます。

○大橋(敏)委員 局長さんのいまの答弁で気持ちにはわかったような感じがしますが、現実問題としてはまだまだ不平等という感じを深めざるを得ないという問題がたまたまあるわけでございます。それをいまからお尋ねしてまいりまして、それども、いまの考え方に一つ私はいっけ加えてもらいたいと思うのは、遺族の方々の高齢化、年齢が非常に高くなってきておるといふことで、援護法の改正にあたって遺族の老齢化といふ

ことをきわめて重視していかなければならぬのではないかと、そうした立場でいろいろと手厚い対策を講ずべきである、こう思うわけでございます。が、この遺族の老齢化といふものに対してどのような考えで進んでおられるのか、お尋ねいたします。

○中村(一)政府委員 そのとおりでございます。援護法の対象となつて処遇されております方々は、父母にいたしましても妻にいたしましては老齢化が進んでおります。また、これから先もますます老齢化の波が進んでいくわけでございます。したがって、私どももいたしましては、これに對しまして老齢化に備えてのいろいろな手を打つべきであるというところで、年金額につきましましてはこれを大幅に引き上げていく必要はないというところ、それから年金だけではカバーできないというお気持ち、そういう遺族の方々のお気持ちに對しまして、精神的な面においてもこれをお慰め申し上げる。もちろん物理的な面も含めまして、あるいは戦没父母、戦没妻あるいは戦傷者の妻につきましましては、年金のほかには国債でもって特別に慰謝を申し上げるという制度をとつておるわけでございますが、このことにつきましては、ちやうど本年あるいは明年でその特別給付金制度は切れるわけでございますので、この切れる際に、あらためて私どもはそういう方々に対しまして、この特別なお慰めいたします方法を検討いたしまして、明年以降こういう点につきましまして抜本的な処遇の改善をさせていただきたい、こういうふうにお考えを、目下そのための懇談会にこれをおかけ申し上げよう、こういう段階にきておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 特別給付金の期限が切れるときがくるというわけですね。そのときまたいろいろ考へたいという御答弁でございますが、中身を拡充してそれを延長したいという基本的な考えなんですか。

○中村(一)政府委員 私どもとしましてはそういう考へてございまして、冒頭申し上げましたとおり、私どもの仕事の対象となっております方々は次第に老齢化されていられる、また世の中の繁栄から取り残されていられるという方々が非常に多いわけでございます。この方々に対しましては、何らかの国としてあたたかい措置を今後とも講ずべきではないか、こういう基本的な態度で臨んでおります。

○大橋(敏)委員 大臣、いまお聞きになっておわかりだと思ひますが、特に戦没者の遺族等の方々の老齢化という問題は深刻な問題だと私思ふわけですね。局長さんは、これに對しては年金の大幅な引き上げがやはり必要である、あるいはいま申されたような援護策が必要なんだ、非常にあたたかい気持ちでそれを推し進めていくべきであるという答弁をいただいたわけでございます。いま改正なされようとしておる今の法案の中身からいいますと、確かにいままでの改正案から見ますとかなり大幅な前進を見たような感じがいたしますが、もともと低かつたので、もともと力強い大幅な年金額の引き上げをしていただきたい、私はこういう感じが、一ぱいなんです。そこで、大臣もその老齢化の実情はもう御承知であらうと思ひますので、いま私が言わんとしておるところの気持ちをお聞き取っていただいて、この援護法による遺族の老齢化に對して大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 私も遺族の立場に立つて考えますと、遺族の老齢化問題というものは、これは何とかしてやらねばならぬ問題ではなからうか、かように痛感いたしました。おわけでございます。この問題は、一体国民のコンセンサスがどう得られるであらうかという点が一番大きな問題だ、遺族の立場から考えまして、かように考へておるわけでありまして、ただいま大橋委員からその問題が取り上げられました、そして政治的には各党も、また広く国民のコンセンサスも得られますように、この上ともひとつ御指導をいただきたいと思ひます。そういう線に沿つて何とか実現してまいりたい、かように考へております。

○大橋(敏)委員 御承知と思ひますが、いまの遺族年金がほとんど生活費に充てられているという実情ですね。そういう立場からいけば、ほんとうに大幅な年金額の引き上げということを強く望むわけでございます。

今日まで十何回ほど改善されてきたこの援護法でございますが、改善されることについて毛頭異議があるはずがございませぬけれども、特に、私先ほど言いましたように、今回の年金額の引き上げは従来に比べるとかなり大幅な引き上げになっておりますが、これは今後のために非常に重要な内容であらうと私は思ひますので、年金額の改善の基本的な考え方について、今回の大幅な引き上げがなされた理由等も含めて、説明をお願いしたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 まず遺族年金の引き上げについて申し上げますと、遺族年金の引き上げは御指摘のとおり三八・二％のアップでございます。従来はアップに比べてまして大幅にアップしたわけでございますが、この考え方は恩給法によりまして兵の公務扶助料の引き上げ等と軌を一にいたしておるわけでございます。昭和四十七年の十月におきましては、現在の十七万三千七百円というものを二五・三％アップいたしまして、二十一万七千六百円といたすわけでございます。これは考え方といたしまして、やはり一般の公務員のベースアップあるいは一般の物価の上昇といったものを根拠にいたしておるわけでありまして、当面の場合は、人事院勧告によるこの改善の率とか、あるいは消費者物価の上昇率といったものを基礎といたしておるわけでございます。さらに、その二十一万七千六百円を来年の一月から上げて、これを二十四万円といたしまして、さらに遺族に關するところの処遇を厚からしめる、こういうことが三八・二％アップの内容でございます。

○大橋(敏)委員 その点はよくわかりましたが、障害年金の場合は八六％ですね。これは厚生省のほうからいただいた法案の説明資料、これによつ

て私は見ているわけですが、障害年金の場合には第一項は八六%のアップがなされております。それから配偶者の扶養親族加給については七五%と、これも例年になら大幅なアップです。私はアップされることについて異議があるわけじゃないのです。もっと上げていただきたいくらいですけれども、今後のものの方として非常に大事なことですから、もう一回、この点にも触れて御説明願いたいと思います。

○中村(一)政府委員 お示しのとおり、障害年金のアップ率は八六%でございます。これは恩給法によりまして、この増加恩給のアップと歩調を合わせているわけでございます。特に障害年金におきまして大幅な増額がなされたことは、その考え方としていたしまして、やはり国家公務員の公務災害における最近の障害年金というものはそれと比べると比較的低い。したがって、遺族年金におきましてより以上にこの障害年金の現在置かれているところの水準が低い。これはやはりこの際大幅に引き上げべきであるということですが、障害年金におきまして大幅なアップを見た大きな原因でございます。

○大橋(敏)委員 確かに申し上げるとおり、いままでが非常に低水準にあったということなんです。強力な今後の改善を望んでおきます。

それでは次に、これもやはり厚生省からいただいた説明資料によってお尋ねするわけでございますが、準軍属に対する処遇の改善について、被徴用者等については四十五年十月の改正で軍人軍属に対して十分の八、それから四十六年十月に十分の九、そして今回十分の十ということ、いわゆるその格差はなくなったわけですね。被徴用者等については格差はなくなったわけでございますが、問題は準軍属一般のほうなんです。三十四年一月十分の五、四十四年十月に十分の七、四十六年十月に十分の八、そして今回は十分の九、こうなっているわけでございますけれども、こういう経過を見てまいりますと、その改善の中身

が非常に事務的だという感じを受けるのですが、これはどうなんですか。

○中村(一)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、準軍属という制度ができましたときには、これは軍人軍属の援護に対する制度の補完的な意味で準軍属制度が取り上げられたわけでございます。しかしながら、この準軍属に対する処遇につきましては、その準軍属の範囲を拡大することにも、その処遇につきまして軍人軍属との差をなくすべきであるという要望に基づきまして逐年の内容が改善されてきたわけでございます。確かにこの経過を見ますと非常に事務的に上がってきたようにございまして、しかしこれはやはり国民の間の一般の要望がこの点において非常に強うございまして、そこでこの壁が次第に破られていった。そしていまやその半分の方々につきましては、もう軍人軍属と同様になっておる。残る半分の方々につきましては八〇%から九〇%、あと一〇%の差になりましたけれども、おそらくこの残り一〇%も近く一〇%になる時期がくるんじゃないかと私も考えております。

○大橋(敏)委員 大臣にちょっとお尋ねしますが、被徴用者等については十分の十で、軍人軍属との格差は今度きれいになくなるわけですね。ところが準軍属一般は十分の一が残るわけですよ。まあ、私はけちくさいといいますが、こんな表現は適当でないかもしれないけれども、もういままで格差をなくせ格差をなくせということで附帯決議が毎回つけられてきておりますし、予算措置にしてみても、私はそうあるとは思えません。この際十分の一の格差をなくす意味においてこれは解除すべきじゃないか、こういうことですが、大臣、どうでしょう。

○斎藤国務大臣 本年度予算折衝におきまして、十分の九にするまでも相当骨が折れたわけでございますが、目標は格差をなくするということがありますから、来年度はこれを実現したい、かように考えております。

○大橋(敏)委員 やはりある意味では事務的な感じを受けないわけではないけれども、来年度は必ず見るといって御答弁がありましたので、この問題はこれで次に移りたいと思います。

準軍属の範囲の拡大ですね。日華事変中に本邦等にあつた準軍属が今度処遇されることになるわけでございますけれども、その対象者はどの程度の員数になるのか。また、これが今回改正されて処遇されることになるわけでございますけれども、そういう方々に対しての連絡方法は徹底されるのかどうかという点ですが、どうでしょうか。

○中村(一)政府委員 今回の改正で準軍属に新たになられる対象予定数は、全国で三百六十二名でございます。この方々につきましては、従来とも私どものほうにいたしまして各都道府県を通じて、法律が通過、成立されました際におきましては、直ちに把握いたしましたし、事務的に処理いたします。

○大橋(敏)委員 三百六十二名、これははつきりと掌握されている、だから連絡漏れなどまずない、こういうことですね。

○中村(一)政府委員 お示しのとおり、今回の改正の中にはそこまでは入らなかったわけでございます。これは理由をいたしましては、軍属、準軍属につきましては、戦争と事変の間における勤務の実態に差があるわけでございますので、軍人あるいは準軍人と同様に律することはできないというのがその理由でございます。これは勤務の性質上軍人、準軍人ではございまして、戦争といわず事

変といわず、それは全く同じでございますけれども、どうしてもやはり軍属、準軍属は事変と戦争の間における勤務の実態に差があるわけでございます。しかし、今回の改正の対象にはしませんでしたが、今後この問題につきましては十分検討していきたい、こういう姿勢でございます。

○大橋(敏)委員 先ほど申し上げましたように、戦争犠牲者の給仕上げという立場からいいますと、やはり軍人の中の文官、あるいは軍属、準軍属等、未処遇に残されたこの部分もきちっと整理しないと給仕上げにならないと私は思うわけですが、これは局長さんの一存で御返事できる問題ではないと思ひますけれども、大臣、未処遇に残されたものについて、これも来年度の改正では必ず善処するということの答弁はいただけるでしょうか。

○斎藤国務大臣 できるだけ御趣旨に沿うように努力をしたいと思います。

○大橋(敏)委員 では、ぜひともそれを実現していただきたいことを強く要望いたしまして、次に移ります。

再婚解消の遺族年金支給について先ほど質問がございましたけれども、そのものずばりお尋ねいたしますが、この期間延長の意思はありますか、どうですか。

○中村(一)政府委員 先ほどお話を申し上げたところでございますけれども、このことにつきましては二つの相対立する意見がございまして、私どもはいたしましては、その間の取り扱いにつきましてもうしばらく研究してみたいと思っております。

○大橋(敏)委員 意見が対立しているの、見解の相違があるのでもうしばらくということでございますが、去年の当委員会における同法案の審議にあたりまして、わが党の古川委員長が局長さんから答弁をいただいているのを読みますと、「再婚解消等の実態につきまして、私どもまだよく把握いたしておりませんが、今後そういうような状態を十分認識の上十分検討させていただきます、こ

う思います。「こういう答弁なんですよね。このときは実態をよく把握していないので」という理由だったのですが、今回は実態は把握されたわけですね。

○中村(一)政府委員 お答えいたしましたから、その後のいろいろと政府部内におきまして、これは厚生省だけではございません、関係の各省ともいろいろディスカッションをやったのでございますけれども、今度の法律改正に提案するというまでには議論が煮詰まらなかった次第でございます。

○大橋(敏)委員 これはぜひとも期間延長をしていただきたい。それはいろいろの事情があります。われわれは地元に戻りまして直接住民の方々と接触してまいり、こういう問題に常にぶち当たってまいりますが、私はそういう立場から、ほんとうにそういう関係者の切々たる声としてここで訴えておきます。再婚解消妻の遺族年金支給については期間延長を是非でもやっていただきたい、いろいろ意見はありましようけれども、私の気持ちにはそこにあるということを申し述べておきます。

それでは次に参りますが、これも前回渡部委員が質問したことでございますが、戦没者の遺族相談員の謝金といいますが、手当月額が五百円という問題です。これは篤志家の御精神におまかせして云々という御答弁があつておられるようでございますけれども、篤志家の奉仕という形でこれを進めていく厚生省の基本的な考えは少しは改めたほうがいいのじゃないか、やはり謝金というのは、金額ではないけれども、ある程度謝金らしい中身にならなければ、私は、むしろ五百円程度の謝金ならば、失礼な言い方になります、与えないほうが皆さんの精神にかなうのじゃないか、わずか五百円程度の謝金をもらっているばかりに、恩着せがましい厚生省の態度であるかないか、それはわかりませうけれども、そういうようなことを考えますと、これではだめだ、こういう五百円なんというところは絶対改めるべきであると思うのですが、これはどうでしょうか。

○中村(一)政府委員 私どももこの相談員に對しますところの手当の増額は希望いたしておりますし、今年度実現できておりませんけれども、これは早急にこの改善に努力いたしたいと考えております。

○大橋(敏)委員 大臣、局長はぜひとも私が言うように改めたいと言っているのですが、大臣はどんなお気持ちですか。

○斎藤國務大臣 私も同感でございます。

○大橋(敏)委員 いや、現在に改めるとしたらどの程度の引き上げをしたいとお考えでしょうか。

○中村(一)政府委員 これは、厚生省関係では、たとえば非常に大きな数になっております民生委員という制度がございます。この民生委員さんのお手当等、その他各種の相談員の制度がございますので、厚生省といたしましては本年の夏の来年度の予算審議の際に、関係の各局とこういう関係につきまして調整をとりまして、増額をお願いしよう、こう考えております。

○大橋(敏)委員 民生委員の話も出ましたけれども、いずれにいたしましてもこの謝金と名づけられた中身の額は、どれも非常に低い額ですね。これはもう大幅に引き上げるべきである、これも強く要望しておきます。

次に、未帰還者について、昨年の局長の答弁では三千九百二名ということであるようですけれども、現在の実態といいますが、把握なさっている状況、ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 二月一日現在では未帰還者は三千六百七十三名でございます。その内訳は、ソ連地域が三百七十二名、中共地区が二千九百九十二名、北朝鮮地区が百二十一名、南方諸地域が百八十八名でございます。

〔委員長退席、橋本(龍)委員長代理着席〕

○大橋(敏)委員 実は私の手元に「ガダルカナル島及びセントジョージ島における旧日本兵の遺骨収集並びに生存者救出に関する請願」という請願書が届けられたわけでございますが、これの中身

の一部を紹介いたしますと、

本年一月下旬グワム島に於ける横井庄一氏の救出は、私共にセントジョージ島漂着者の生存に一縷の望みを与えました。セントジョージ島は未だ一回の調査も行われておりません。又ガダルカナル島に於ける収骨も戦死者二万人に對し六千八百余柱でその半数以上のものは今も風雨に晒されたまゝの状態であります。ついでに生存者確認及び遺骨収集について次の措置を講じていただくよう、ここに請願致します。

一、ガダルカナル島に於ける収骨を引續いて実施して頂きたい。

二、セントジョージ島に調査団を派遣されたい。

三、英國政府及び現地政府機関に對して前二項に對する協力を依頼し、情報収集の方途を講ぜられたい。

このような請願が来ているわけでございますが、これについての御見解をお尋ねいたします。

○中村(一)政府委員 ガダルカナル島につきましては、昨午政府といたしましては、戦友会等の御協力を得ましてガダルカナル島におきまして初めて本格的な遺骨収集をやりまして、七千柱余の遺骨を捧持して帰つてまいりましたが、ガダルカナル島につきましてはまだ遺骨が残つておるといふことが十分推定されますので、私もといたしましては、ガダルカナル島につきましては再度、明年あるいは明後年の二年間の間におきましてガダルカナルの遺骨収集をやりたいといふことで計画を進めていきます。

それからセントジョージ島におきます問題につきましては、これは福岡県の連隊がそこにおきまして三十数名を残して一部はかへ転進したケースでございます。これは日本の政府にあらわれていないことで、関係者からことしの二月になりまして初めてこのことが明らかにされたケースでございます。私も、このセントジョージ島につきましては、さつそく近所にあるガダルカナル島の三井金屬に連絡をとるよう本社にお願いし

て情報をとっております。

なお、セントジョージ島につきましては、NHKが調査に参つたのでございますけれども、私もセントジョージ島並びにその付近の島々につきましては、今後生存者あるいは遺骨の収集につきまして、さつそくその計画の中に入れていたということで、目下検討しておるところでございます。もちろんこれは英國政府の御了解なしにはできないことであるけれども、政府として責任を持つてやりたいと思つております。

○大橋(敏)委員 ゆうべたしか九時半からだったと思いますが、NHKのテレビで、ちよつとセントジョージ島の問題等が報道されたのを、私たまたま見たわけですよ。援護局長さんのお話していらつしやつた中身は非常に前向きな積極的なお話でありましたので、ぼくはそれをこども一回再確認したいと思ひます。その前に、ガダルカナル島の中山さんという方が感想を漏らしていらつしやつたのですが、そのテレビの中身を見まして、まことに感無量である、生活するぶんには食べものもあるし、マラリア等の悪疫におかされない限りはまだまだ生き得る島である。民間でさえこまごまのことをやっているのだ。なおかついま請願書も国会に出して受け付けてもらつておるので云々という話がありましたが、その人が実は昨年ガダルカナル島の遺骨収集という事で同じようなものを出したけれども、この際は、厚生省から出たお金というものは厚生省の役人四人分だけであつた、われわれの仲間、元兵士というものは六十数名がそれに参加したわけだけれども、これは全部自費で参りました。国がこういう態度ではよくない。請願も出しました今日でありまして、国が主体になつてもう少ししゃんとして国民に對する義務を果たしていただきたい、そして今後ともこの情報を握つた上で搜索していただきたいものだ、こういう感想を漏らしていらつしやいましたね。あなたもお聞きになつたと思ひます。だからそのあと中村援護局長がどのようなお話をなさるだろうと、私もだいぶ緊張して何つて

おりました。私は大体筆記したのですが、きょうは、先ほどからセントジョージ島のお話を伺った。また写真を拝見しました。私もセントジョージ島のことにきまましては非常に新しいニュースなものですので、きょうなまなまし写真を見せたい。いすれにいたしましては生存者の救出は当然国がやるべき仕事である。私どももいたしましてはこれは早急に取り上げる問題として、イサベル島、セントジョージ島の問題は私どものプログラムに早急に入れたいと思っております。いつごろかと再質問がありました。生存者の救出は最優先の問題だから、何はともあれ生存者の救出問題に取りかかりたいと思う、いつという具体的な日取りは言えないけれども、なるべくすみやかにやりたいと思っておりますというお答えがあったわけですね。私はこれはやっぱりお答えがなかったわけですね。生存者の救出は最優先の問題である、何はともあれ生存者の救出問題に取りかかりたいというところでございましたけれども、具体的な日取りのようなスケジュールとして組み込まれるのかお答え願いたいと思っております。

○中村(一)政府委員 いま御指摘のほかに、ミナナオ島その他中部太平洋における島において幾つかの情報が入っております。私も外務省を通じて、ただいまその情報の確認を当たっております。ところでございまして、それによりましてさうすぐ具体的な計画をつくりましてやりたい。これは遺骨収集よりも生存者のほうが優先することはいちろん当然でございます。早急にやりたいというところでございしますが、きのうも申し上げましたとおり、何月何日というものはまだきまっておりませんけれども、いま、情報をとる、こういう段階でございます。何しろ、セントジョージ島につきましては二月になって初めて関係者が持つてきた話でございます。それまでは全然日本政府としては知らなかったわけでございます。

○大橋(敏)委員 セントジョージ島の問題は、これは旧日本陸軍福岡歩兵第百二十四連隊を基幹とするガダルカナル島生存者約二百四十名をもって組織されている団体のほうからの要望でございます。そこで、援護局長はかなり積極的な姿勢でございます。また、当然大臣はそれにもっと積極的な立場で御指示をなさると思っておりますけれども、この際大臣みずからのお気持ち伺っておきたいと思っております。

○斎藤國務大臣 ただいまの生存者の捜索の問題、遺骨収集の問題、御承知のように、先般横井氏の帰還を契機に、閣議におきましても私が発言をいたしました。その際特に総理からも、これは早急に完ぺきを期するようにという御指示もございました。それに基きまして、厚生省におきましても、さらにいままでの計画をもっと充実させる。それから、ことにいままでなかったような情報があれば即時やる。そしてまた、情報の収集を求めるといふ方針を確立いたしました。いまその方向に進んでいるわけでございます。したがって、いま情報を確認されるというふうなことになります。そういって、これは予備費でもやるというかまえて、もうひとつのことについて非常に積極的に取り組んでいるわけでありまして、なお、その際において、いままでは厚生省だけの者がやっておりましたけれども、そうでない適当な団体その他の方に対する協力という点に對しても、国費その他の援助の方途を講じるべきであるというところで、いま進んでおるわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは次の問題に移りたいと思っておりますが、戦傷病者の認定についてでございます。立証資料というものが、非常に年月がたっておりますので非常にむずかしいわけでございます。この立証問題について厚生省としての基本的なものの考え方を聞かせていただきたいと思います。

○中村(一)政府委員 これは厚生省並びに援護審査会、両方とも同様でございますが、この援護法関係の対象の方々の特殊な事情、つまり年数が非常にたつておるといふこと、資料が得がたいといふこと、この点につきましては特に配慮すべきであるという基本的な考え方、できるだけ申請者に有利に解釈をするという基本的な態度で臨んでおります。

○大橋(敏)委員 これも前回の、去年の質疑応答の中に局長さんの御答弁は、率先して資料の収集に当たってまいります、またできるだけ請求者に有利に資料を評価してまいります、そして今後は立証の簡素化あるいは審査の促進に当たってまいりますというふうな御答弁をなさっておりますが、私はこれはそのとおりだと思っております。これはほんとうに実現してもらいたい。

実はこれは四十六年八月十一日の朝日新聞ですけれども、「年金の訴え通らず」「立証できぬ」と政府という新聞記事が出ています。これを見てまいりますと、二十年の八月、中国東北地区、いわゆる旧満州ですね。関東軍兵器工場内で学徒動員の中学生として働いていた玉名敏夫さんという方が、労災事故で左足を切断したということなんですね。現場監督の不行き届きから、砲弾を持てたまま倒れたらしい。転倒した。左ひざ強打もどで関節炎となつてしまつた。ところが当時の手当てはきつめて粗末であつて、衛生兵の簡単な手当てだけで終わつたために、それが悪化していつて、とうとう大問題になつてきたわけでありまして、総理大臣あるいは厚生大臣に対してそれこそ毎年のように障害年金の支給を訴え続けてきたわけですが、四十一年までは満州学徒は除かれていたものでありますから、全然問題にされていなかった。四十一年になつてやつとこれで救われるかなと思つたわけですが、結局厚生省の返事は、事故の因果関係を立証できなければ支払えない、まことに事務的な答弁が返つてきているわけですね。具体的問題です。御承知かどうかは知りませんが、戦傷病者の認定についてはほんとにこれはほんの考え方方を根本的に改める必要があるのではないかとこの点について感じを深くしているのですが、この点について

どうお考えになっておりますか。

○中村(一)政府委員 私、御指摘の具体的なケースはいまここでわかりませんが、役所に帰りましてさうすぐその件調べまして、私が冒頭申し上げたような気持ちで処するようにはいたしたいと思っております。

○大橋(敏)委員 またちょっと話はそれますけれども、敵前逃亡の問題がこの前の予算委員会でも取り上げられておりました。この結論はどうなつたのですか。

○中村(一)政府委員 敵前逃亡の問題につきましては、先般の予算委員会におきまして社会党の橋崎先生の御指摘になりましたケースだろうかと思ひますけれども、敵前逃亡に關しましていろいろケースあるいは法律問題がございしますが、橋崎先生の御質問になったケースは、戦後大赦令によつて赦免になった罪、逃亡の罪をもとにいたしまして、当時ブーゲンビルにありました第十七軍が臨時軍事法廷におきまして、それに対して、大赦令が懲役刑でございまして、それができなかつた。つまり軍事裁判にかけることができなかつた。その問題でございまして、私どもの援護関係あるいは恩給関係からは、すでにこの方々につきましては、昭和三十九年でございますが、さういふ軍事裁判がなかつたことにして取り扱うというところで、各都道府県に連絡をいたしまして、援護法あるいは恩給法の適用に支障を来たさないというところで、なかつたというところで処理をいたしております。不明の方が数名いらつしやいますけれども、該当者六十五名のうち三十数名、四十名近い方が軍事普通恩給を現在受給されておられます。中には公務員になつておられる方もあります。そういう方々ももちろん恩給はもらえませんが、事実上はいわゆる援護あるいは恩給につきましては問題なく進行しておるといふのが現状でございます。

○大橋(敏)委員 この新聞は四十七年三月三日付の朝日新聞ですけれども、橋崎委員が取り上げた

中身についてずっといろいろ記事がございます。この「汚名をきたすまま65人救済されず放置」されているという、この六十五人が、いまの局長の話では救われたと理解してよろしいですか。

○中村(一)政府委員 六十五名の方々ににつきましては、あるいはもうおなくなりになっている方もいらっしゃると思います。生存している方もおられます。おなくなりになった方につきましては、遺族年金は支給されております。あるいは受けていないと申しますのは、受給者がなくなつたという方もいらっしゃると思いますので、受給してない方もございますが、それぞれの方々の事情によりまして、援護法あるいは恩給法の適用が受けられることになつております。したがって、その六十五名につきましては、そういうような軍事裁判によるところの影響は、援護法、恩給法については現在全然ない、こういうことでございます。

ただ、あのときにたしか橋崎先生のお取り上げになつたことは、そういうような不名誉なことがあつたことに対して国は一体どう考えるか、国としてはどういふ態度で望むかという御質問であつたかと記憶いたします。

○大橋(敏)委員 いずれにしましても、こういう立証の問題だとかあるいは適用漏れといひますか、こういうものがあれやこれやとまだあるうかと思ひますが、きめこまかい配慮のもとに適切な措置をとっていただきたいということを要望しておきます。

それでは、最後にもう一問お尋ねいたします。これは長崎の対馬のほうから陳情を受けたわけでございますが、珠九遭難事件というのがございすね。これは昭和二十年十月十四日、長崎県の対馬一博多間の定期客船、九州郵船所屬、珠九、八百トンが、九百名の乗客を乗せて機雷に接触したといふことが起つたといふ問題なんです。これは直接的には運輸省だとかまたほかの所管になるでしょうけれども、全然これが放置されたまま、何の補償もされないうままきいてるという事実が訴えられてきたわけです。これについて厚

生省として事実調査、実態調査といひますか、これをなさる御意思があるかどうか、まずお尋ねいたします。

〔橋本(龍)委員長代理退席、谷垣委員長代理着席〕

○中村(一)政府委員 地元の長崎県を通じて、このことにつきましてお話がまいております。犠牲者の方々が長崎県以外のほかの県にもまたがっておりますので、そこで私も長崎県と連絡をいたしまして、このケースにつきましては今後長崎県の御調査につきまして御協力を申し上げます。こういふ基本的な態度であります。もちろんその結果、このケースにつきましてはたしどういふ処遇があるべきか、あるいはできるかできないかといふことにつきましては、全くいまのところ不明でございますけれども、実態そのものの把握につきましては十分御協力申し上げます。こう考えております。

○大橋(敏)委員 それはよろしく願ひします。そこで、最後に一言お願いでございますが、先ほど申し上げました四十六年八月十一日付の朝日新聞に出ております玉名敏夫さんの件でございすが、これこそ立証問題を解決する一つのケースになるのではなからうかという気もいたします。で、真剣にこの問題を取り上げていただくことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中村(一)政府委員 先生お示しのケースにつきましては、さっそく取り調べをいたしまして、指導いたしたいと思ひます。

○蔵内委員 大橋君の質問に関連して、一問だけお尋ねいたしておきますが、実は、援護法の改正によつて四款症以上は年金が支給される、一目症以下については一時金で処理されている。ところが目症の中において、爾後重症という状態になつてくるのが相当数あるはずなんです。これは一体どのくらいの率になつてくるか。目症から爾後重症の再審査を請求してくる数が一体どのくらいあるかといふこと、これが第一です。

もう一つは、爾後重症の再審査を請求しまして、所在の国立病院あるいはその他の病院に行つて診断を受けた場合、目症程度のことであれば実際のところほとんどに親切な診断が下されてない。たとえば私どもの知っている例では、ある戦傷病者は、軍艦に乗つておつて被爆をして、爆弾の破片を下半身に相当浴びておるのです。それがために足の機能障害を起しておるのですが、当時としては軍人精神といひますか、そんなことで、適当に動けるような状態になつたときに、みづから志願してまた戦線に復帰しておるわけです。それがためにかえつて非常に悪くして、今日に至るまで日常の起居動作がまことに不自由な状態になつておる。そういうのを、かりに再審査のために恩給局に申請しますと、どここの病院で診察を受けなさいといふ指令が来ます。それをもらつて病院で診察を受けましても、どんな先生が診察なさるか知りませんけれども、診察がどうも不親切だ、というよりもよくわからない。古い傷であるために原因がよくわからない。だから、そういう原因がよくわからないという場合には、できるだけ本人の主張を聞き届けてやつて、年金まで、四款症まで引き上げてやつていただきたい。この二点だけ私は御質問をしておきます。

○中村(一)政府委員 その数字、何例ぐらいあるかといふことは手元にございせんので、調べましてお答え申し上げますが、目症から年金に移り変わるといふのは、先生いまおっしゃいましたとおり恩給法の場合でございまして、援護法では実はそういう制度がないわけでございます。ただし、私のほうは恩給の申達をいたしますので、したがっていまは私のほうも関係がございす。いまの点につきましては、目症程度といふのは失礼でございますけれども、目症程度の場合には確かにむずかしからうと思ひます。したがって、私も申達したといひましてはよく恩給局と連絡をいたしまして、いまの点につきましては障害者に有利に取り扱うように今後とも検討をいたしたいと思ひます。

○谷垣委員長代理 次回は明十四日、午前十時から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十九分散会

昭和四十七年四月二十日印刷

昭和四十七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局